

中華人民共和国
北京蔬菜研究センター計画
実施協議調査団報告書

昭和63年4月

国際協力事業団

農開技

JR

88-20

中華人民共和国
北京蔬菜研究センター計画
実施協議調査団報告書

JICA LIBRARY



1066102[3]

17814

昭和63年4月

国際協力事業団

序 文

中国政府は、1986年からスタートした第7次5ヶ年計画において、野菜の周年安定供給対策を重点施策のひとつとして掲げ、野菜生産基地を建設する一方、遅れている野菜分野の科学技術研究体制の近代化を促進することとし、首都北京市の蔬菜研究センターの研究水準の向上、研究機能の強化、拡充を図るべく、我が国に施設・機材整備のための無償資金協力並びに研究活動に対するプロジェクト方式技術協力を要請してきた。

この要請を受け、1986年8月同計画に係る無償資金協力及びプロジェクト方式技術協力の合同事前調査団を中国に派遣した（技術サイドは、コンタクト調査の位置付け）。

本調査の結果、機材・設備計画については、種子庫の改造を含め、必要な整備を無償資金協力で対応することとし、技術協力については、同センターの全体的な研究水準の向上を図ることを目的に必要な研究協力を行なうとの方向性が確認された。

このコンタクト調査等の結果を踏まえプロジェクト方式技術協力の基本的枠組みに係る協議並びにプロジェクト・サイトの現況確認等を行い、もって、円滑なR/Dの締結に資することを目的とし事前調査団が1987年4月に派遣され、プロジェクトの位置づけ、技術協力の目標、実施体制の整備状況が確認された。

これらの調査団及び協議の結果に基づき、本件プロジェクトの基本計画及び暫定実施計画案を策定の上、1987年9月20日から9月30日まで農林水産省国際協力課海外技術協力室長菊池雅夫氏を団長とする実施協議調査団を派遣し、中国側と協議を行ない『討議議事録』及び具体的協力内容を記した『暫定実施計画書』『討議議事録覚書』に9月29日署名した。本報告書は、討議議事録、暫定実施計画書及び討議議事録覚書の署名に至るまでの具体的な討議内容を取纏めたものであり、今後のプロジェクトの推進の指針となるものである。

最後に本調査の実施に際し、多大のご支援とご協力を戴いた関係者各位に対し深甚の謝意を表する次第である。

昭和63年3月

国際協力事業団

理事 山 極 栄 司




 計画位置図



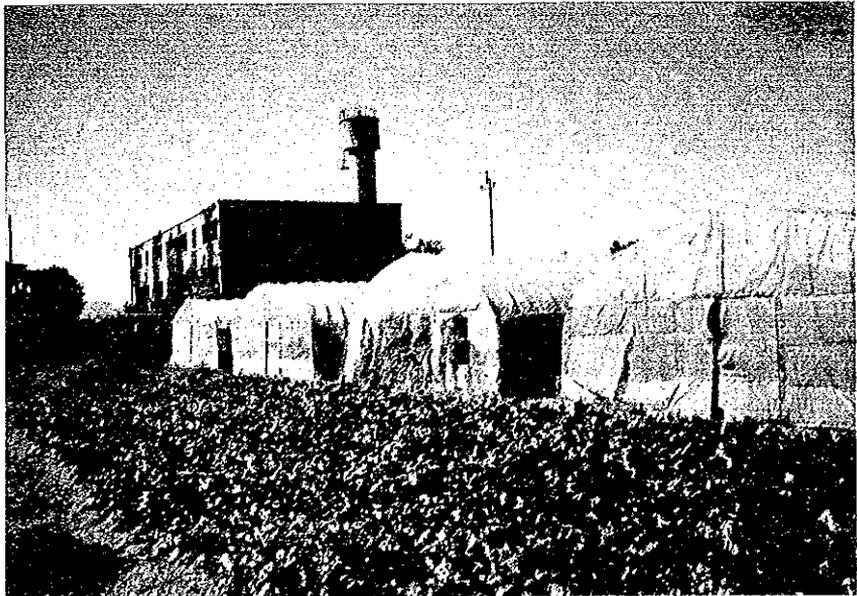
討議議事録調印 1987年9月29日



北京蔬菜研究センター主任陳杭女史と菊池調査団長会談



北京蔬菜研究センター迎賓館内会議室での協議状況



北京蔬菜研究センター圃場



北京蔬菜研究センター入口



北京蔬菜研究センターゲスト・ハウス

目 次

1. 調査の概要	1
1-1 調査団派遣の背景及び経緯	1
1-2 実施協議調査団の調査内容・項目	1
1-3 調査団構成	2
1-4 調査日程及び主な訪問先	2
1-5 調査スケジュール	2
1-6 主要面談者	3
2. 中国側関係機関との協議経過	4
2-1 討議議事録協議経過	4
2-2 第1年次研修員受入計画	7
2-3 専門家派遣計画	8
2-4 供与機材	9
3. 討議議事録及び覚書	13
3-1 討議議事録(日文・英文・中文)	13
3-2 暫定実施計画(日文・英文・中文)	41
3-3 討議議事録覚書(日文・英文・中文)	61
4. 事業実施計画	69
4-1 プロジェクト活動計画	69
4-2 プロジェクトの協力内容	69
5. 専門家の居住、生活環境	74
5-1 宿 舎	74
5-2 生 活	75
5-3 教 育	77
5-4 交通・通信事情	78

1. 調査の概要

1-1 調査団派遣の背景・経緯

中国政府は、1986年からスタートした第7次5ヶ年計画において、野菜の周年安定供給対策を重点施策のひとつとして掲げ、野菜生産基地の建設、確保を、維持する一方、遅れている野菜分野の科学技術研究体制の近代化を促進することとし、首都北京市の蔬菜研究センターの研究水準の向上、研究機能の強化、拡充を図るべく、我が国に、施設・機材整備のための無償資金協力並びに研究活動に対するプロジェクト方式技術協力を要請した。

中国側は、当初、本プロジェクトを技協プロジェクトと無償プロジェクトに明確に区分し、技協については、種子庫の改造と管理技術部分について、又、無償については、センターの研究器材・設備整備について、それぞれ国家科技委、対外経貿部を通じてわが国に要請してきた。これに対してわが国は、①種子庫の改造計画は、プロ技協に馴染みにくいこと、②無償資金協力によるセンターの研究器材、設備の整備に関しては、技術協力によるフォローが必要と思われること、等の判断から、これら2つのプロジェクトについては、技術、無償が表裏一体となって、有機的連けいのもとに対処するという基本方針を打ち出し、同方針を踏まえ、1986年8月同計画に係る無償資金協力及びプロジェクト方式技術協力の合同事前調査団を中国に派遣した（技協サイドは、コンタクト調査の位置付け）。本調査の結果、機材・設備計画については、種子庫の改造を含め、必要な整備を無償資金協力で対応することとし、技術協力については、同センターの全体的な研究水準の向上を図る事を目的に必要な研究協力を行なうとの方向が確認された。これを受けて無償サイドは、同年11月、基本設計調査団を派遣し、1987年2月にはドラフト・ファイナル・レポートについての中国側関係者との協議を了した。

以上の経緯及び、1986年8月のコンタクト調査等の結果を踏まえプロジェクト方式技術協力の基本的枠組みに係る協議並びにプロジェクト・サイトの現況確認等を行い、もって、円滑なR/Dの締結に資することを目的とし事前調査団が1987年4月に派遣され中国側開発計画の中におけるプロジェクトの位置づけ、技術協力の目標、実施体制の整備状況が確認された。これらの調査協議結果に基づき、本件プロジェクトの基本計画及び暫定実施計画案を策定の上、1987年9月20日から9月30日まで農林水産省国際協力課海外技術協力室長菊池雅夫氏を団長とする実施計画調査団を派遣した。

1-2 実施協議調査団の調査内容・項目

- (i) 討議議事録(R/D)、暫定実施計画(TSI)を署名するにあたり、R/D、TSIの内容について打合せをおこなった。
- (ii) 技術協力プログラム(専門家派遣、機材供与、研修員受入)について打ち合せた。
- (iii) プロジェクトサイト、関連施設の現地調査を行なった。

1-3 調査団構成

- 団長 総括 菊池雅夫（農林水産省経済局国際協力課海外技術協力室長）
 団員 育種 吉川宏昭（農林水産省野菜茶業試験場野菜育種部育種第4研究室長）
 団員 栽培 渥美照男（農林水産省野菜茶業試験場施設生産部資材利用研究室長）
 団員 業務調整 稲葉 誠（国際協力事業団農業開発協力部農業技術協力課）

1-4 調査日程及び主な訪問先

調査日程 昭和62年9月20日から昭和62年9月30日まで（11日間）

主な訪問先

- 在中華人民共和国日本国大使館
 中華人民共和国国家科学技術委員会
 北京市農林科学院
 北京蔬菜研究センター 他

1-5 調査スケジュール

日順	月日	曜日	業 務
第1日	9/20	(日)	東京—北京 往路
2日	9/21	(月)	日本大使館, JICA事務所打合せ 国家科学技術委員会, 表敬
3日	9/22	(火)	R/D協議, TSI協議 本年度及び来年度の実施 計画協議(於北京蔬菜研究センター)
4日	9/23	(水)	
5日	9/24	(木)	
6日	9/25	(金)	
7日	9/26	(土)	
8日	9/27	(日)	資料収集, 整理
9日	9/28	(月)	R/D, TSI 最終協議(於北京蔬菜研究センター) JICA事務所打合せ
10日	9/29	(火)	R/D, TSI 署名 日本大使館, JICA事務所報告
11日	9/30	(水)	北京—東京 帰路

（団長は農林業協力
運営指導調査団団員
として9/15に先発）

9/27（団長合流）

1-6 主要面談者

北京市人民政府

黄 超 (副市長)

国家科学技術委員会

秦 璋 (国際科技合作局アジア・アフリカ処長)

黄 霖 生 (" 副処長)

張 慧 春 (")

北京市人民政府科学技術委員会

李 棠 儀 (副主任)

刘 敬 华 (国際科技交流合作処副処長)

黄 曼 莉 (農村友展処)

北京市人民政府農林弁公室

范 揚 (副主任兼農林科学院長)

单 明 瑞 (副主任)

中国国際人材交流協會

王 虎 (外国専門家部副部長)

齐 世 昇

对外經貿部国際局

熊 偉

北京市蔬菜研究センター

陳 杭 (主任)

徐 順 传 (副主任)

馬 世 新 (")

王 永 健 (主任助)

邱 以 德 (")

日本国大使館

畠 中 篤 (公使)

速 見 統 一 (参事官)

大久保 寿 夫 (書記官)

JICA 中国事務所

田 口 定 則 (所長)

木 村 信 雄 (副所長)

小 松 征 男

2. 中国側関係機関との協議経過

2-1 討議議事録協議経過

農林水産省菊池海外技術協力室長を団長とする北京蔬菜研究センター計画実施協議調査団は昭和62年9月22日から陳杭北京蔬菜研究センター主任を団長とする中国側実施協議チームと本プロジェクト実施に係る討議議事録(R/D: Record of Discussions)及び暫定実施計画(TSI: Tentative Schedule of Implementation)について協議を行い、両調査団が相互に合意し、9月29日に、プロジェクト運営指導調査のため訪中中のJICA山極理事及び北京市黄副市长、北京市科学技術委員会李副主任の立合いのもとに、両調査団長間でR/D及びTSIに署名がなされた。

中国側においてR/D案及びTSI案について事前に検討が行われていたこともあり、協議はスムーズに進められ、一部修正をみたものの大筋において原案通り了承された。

修正した主要な事項は以下の通りであるが、プロジェクト実施に支障を来すものではないと判断し、修正に応じた。

(1) 合同委員会の中国側構成委員(討議議事録(R/D)[附表]Ⅶ-2-②)に関して、中国側の要請に応じて(iii)として「北京市人民政府農林弁公室の代表を追加したほか、「北京市蔬菜研究センター所長(プロジェクトの長)」を「……センター主任……」とした。また、日本側構成委員(R/D[附表]Ⅶ-2-③)の(iii)「……JICA事務所長」を「……JICA事務所の代表」に変更した。

(2) TSIのI(プロジェクト活動計画)の課題「1-1-1, 十字花科野菜の遺伝資源のスクリーニングとその利用」は、中国側の提起課題が一層整理され、内容がより明確になったことから、「1-1-1, 十字花科野菜のストレス耐性系統, 耐病性系統の育成」に変更した。

(3) R/DのⅣ条の研修員受入れに関し、中国側は日本国内での技術研修内容に関し、プロジェクトが必要とする内容と合致し、研修により習得した知識がプロジェクトの実施に貢献するものとなるように措置されたい旨強く要請し、R/D上に明文化するよう求めた。これに対して、日本側はR/Dの内容は定型化されたもので、その内容の大幅変更は本実施協議チームの権限を越えるもので明文化はできない旨を伝え、「覚書き」の中で表現をトーンダウンして記載することとしたほか、中国側に対しては、A₂、A₃フォームの中に要請する研修内容・研究機関を具体的に提示するよう伝えた。

その他、今回の協議を通じて中国側から出された主な要望事項とそれに対する調査団の対応は以下の通りである。

(4) R/D鏡の部分の立合人に関して、日本側は当初中国側立合人に黄超副市長を希望したが、中国側は黄副市長は多忙の身で出席が保証できないとして、北京市科学技術委員会李棠儀副主任にしたい旨を述べた。その後、日本側立合人予定の山極栄司JICA理事が別件用務で出席困難な事態になったため、双方とも立合人の名はR/Dには記載せずに、都合がつけば立合うことにした。最終的に、署名は中国側が陳杭センター主任、日本側が菊池雅夫団長で行われ、これに黄副市長、李科技委副主任、山極理事が立合った。

(5) R/D〔附属文書〕のⅠ（両国政府の協力）について、中国側は当初、研究協力内容を示す用語「……中華人民共和国において野菜の周年安定供給技術の開発を図るため……」は表現が具体的でないので検討したいとしたが、R/D〔附表〕Ⅰ（基本計画）-Ⅰ（プロジェクトの目的）に「野菜の高品位安定生産、品質向上等に関する研究協力活動を通じ、北京蔬菜研究センターの研究水準の向上、研究機能の強化、拡充を図り、北京市が重点施策として推進している野菜の周年安定供給並びに野菜の種類多様化と品質の向上に寄与する」と具体的に目的が明記されているので、一旦目的の具体的内容を先述する必要性を主張したが、最終的には日本側案に合意した。

(6) R/D〔附属文書〕のⅡ：日本人専門家の派遣、Ⅲ：機材供与、Ⅳ：研修員の受入れに関する各条項の「……日本国政府の技術協力計画の通常の手続により、……JICAを通じて必要な措置をとる」の具体的説明を求めたので、A₁、A₂、A₃、A₄フォームの各々について書式を示しつつ詳細に説明した。

(7) R/D〔附属文書〕のⅣ（研修員の受入れ）の2項「中華人民共和国政府は、中国人が日本における技術研修から得た知識及び経験が、プロジェクト実施のために有効に用いられることを保証するため、関係当局を通じて必要な措置をとる」に関して、「必要な措置」の具体的な説明を求めたので、その内容の説明を行い、英文表現の合意を得た。

(8) R/D〔附属文書〕のⅣ-1-(2)の日本側供与機材以外で、プロジェクト実施に必要な機材、車両、工具、予備部品及びその他の物品もしくは取り替えに関する中国側の負担に関して、中国側は自国での生産がなく、中国での入手が困難又は不可能な資材・機材については日本側の供与を強く要請し、明文化を求めた。これに対して日本側は本プロジェクトは無償資金協力による供与機材の有効利用を図る任務があることを十分承知しており、運用のなかでできる限り配慮する旨を伝え、A₄フォームにその特殊理由を明記するよう伝えた。

(9) R/D〔附属文書〕Ⅵ-2-(3)に関連して、供与機材の保証期間をできるだけ長くしてほしい旨の要望があり、日本側は機材購入時に当然考慮すべき項目の一つとなっているが、改めてその旨を関係機関に伝えると答えた。

(10) R/D〔附属文書〕Ⅶ-2の「北京蔬菜研究センター所長」を「……センター主任」に変更。また、Ⅶ-3「日本人チームリーダーは、プロジェクトの長に対して……指導及び助言を与える」を、中国側の意見を受けて「……提言及び助言を与える」に変更した。

(11) R/D〔附表〕の2-(2)「研究員、技術者等にかかる研修・訓練に対する助言、指導」を、中国側から当初「当該プロジェクトに関係する研究員、技術者等……」に変更するよう要請されたがこれに対し、日本側から、ここで云う「研究者、技術者等」はプロジェクトのカウンターパート以外で、本研究センターが国内の専門技術者等を対象に実施している研修訓練に対する助言、指導を指しているものであることを説明し、日本案通りで合意された。

(12) R/D〔附表〕のⅡ（日本人専門家）は1（長期専門家）、2（短期専門家）の項をなくし、英文記載様式に従い、短期専門家を注釈書きで表現したいという日本側案が了承された。

(13) R/D〔附表〕Ⅴ-(3)-(3)通訳の要求に対して中国側は難色を示したが、日本側の語学研修等を説明し理解を求めた後に中国側は便宜を図る旨を了解した。

(14) TSIの実施課題4-2-1及び4-2-2の短期専門家の派遣予定時期は中国側要請を受けて当初案より半年早め1988年後半より行うこととした。

(15) TSIのⅡ-1-(5)：日本側のカウンターパート(C/P)の受入れに関して、中国側は協力期間中に21名のC/P研修を予定しているが、無償資金協力により設備、機材が整備される前に集中的に（例えば1989年までに10名）研修を実施したい旨の要望が出されたが、これに対して調査団は、日本は単年度会計制度であり、また研修機関の受入れ能力の問題もあるが、中国国家科技委が年間の研修枠の中から本プロジェクトに対し特別に10名の枠を前倒しとして認めるか甚だ疑問であり年間4名が妥当な員数と思われる旨回答した。

(16) G-Gベースによる考察団をプロジェクトの本格実施前と、実施4年目頃にそれぞれ1チーム派遣したい旨の要望があり、これに対して少なくともプロジェクト本格実施前の考察団の受入れについては、帰国後関係機関に申し入れる旨回答した。

(17) 試験圃場の実施設計調査団については、無償資金協力により供与される温室と同時に施行する必要があることから早期派遣方の要望があり、これに対して調査団は来年3月頃派遣する予定である旨回答した。

(18) R/D覚書では具体的な質問を二三受け回答したが、特に問題となるものはなかった。なお、前述したように覚書のなかに、日本国内での技術研修内容が、プロジェクトが必要とする内容と合致し、研修により習得した知識がプロジェクトの実施に貢献するものとなるよう配慮する旨の記述を追記した。

2-2 第1年次研修員受入計画

研修員の受入れ人数は、日本側の受入れ能力を勘案して検討されるが、年間3～4名とし、中国側研究者の質量の弱い分野や短期専門家派遣のみの協力分野を優先する。受入れが1研究室に集中しないようにする、等が配慮される。

1987年度は1名(水耕栽培を含む育苗技術の研修：1987年2～3月から1年間)を受入れる予定である。

1988年度は3～4名を受入れる計画があり、A₂、A₃フォームの早期準備をしてほしい旨中国側に伝えた。これに対し、中国側は現在どの分野・研究者を派遣するかは検討中であり、具体的にはまだ表明できない旨を述べた。

なお、日本人専門家のカウンターパートはなお流動的であるが次表の人が予定されている。

表1 カウンターパート名簿(暫定)

氏名	専門分野	職階	語学	
			英語	日本語
徐家炳 Xu Jia bing	白菜育種	助理研究員		√
張環 Zhong huan	トマト育種	助理研究員		√
王秀生 Wang Xiu sheng	キュウリ育種	助理研究員		√
胡冷 Hu leng	ピーマン育種	助理研究員		√
饒闕 Rao Lu lu	新品種導入	助理研究員	√	
王憶銘 Wang Yi ming	細胞遺伝	副研究員	√	
曹明慶 Cao Ming ging	細胞遺伝	助理研究員	√	
杜広岑 Du Guang cen	良種繁殖育成	技術員		√
孔祥輝 Kong Xiang hui	種子生産	助理研究員	√	
師惠芬 Shi Hui fen	施設栽培	副研究員	√	
陳殿奎 Chen Dian kui	施設栽培	助理研究員	√	
喬平 Quao ping	栽培	助理研究員	√	
孫学福 Sun Xue fu	栽培	助理研究員	√	
宗汝静 Zong Ru jing	収穫後生理	副研究員	√	

2-3 専門家派遣計画

専門家の派遣計画は3-2(暫定実施計画)のII(技術協力計画)に表示(47頁参照)したとおりである。すなわち、本プロジェクト方式技術協力は無償資金協力による北京蔬菜研究センターの研究機材・設備整備に引続いて設定されたもので、技術協力が、無償協力をフォローしつつ同センターの研究水準の向上を図る事を目的に、野菜育種、野菜栽培、ポストハーベストの3分野を柱に幅広い協力を実施する。長期専門家は野菜育種、野菜栽培、ポストハーベストの各分野とチームリーダー(専門分野との兼務可)及び業務調整の3~4名が派遣され、短期専門家は年間4名程度が必要に応じて各分野に派遣される。

日本側の専門家派遣に関する基本的な考え方は以下のものである。

無償資金協力による設備、機材の整備を待たねば十分な協力実施が困難な分野(種子増殖・保存・評価、施設栽培、ポストハーベスト、研修・訓練)は設備、機材の整備を待って協力するが、既存の設備、機材で協力実施が可能な分野(育種、露地栽培)は早期に長期専門家を派遣して協力を開始する。

野菜育種素材が保存・評価方法に関する分野の短期派遣専門家及び研修員の受入れにより協力する。

無償資金協力の設備、機材の整備が完了した後の1989年4月以降は、全分野に亘り専門家を派遣して協力を本格化する。

以上に対して、中国側はさらに設備、機材の整備が十分でない分野に対しても早期に短期専門家を派遣して研究室の体制作りに協力して欲しい旨を述べた。

1987年度の専門家派遣については、長期専門家は業務調整、栽培専門家をプロジェクト開始早々に派遣(2~3月頃)する、リーダー及び育種専門家はやや遅れ、1988年度中頃に派遣する。ポストハーベスト専門家は無償協力が完了する1988年次より派遣する、等の予定を述べた。短期専門家については、必要に応じて派遣されることになるが、1988年度は4~5名の派遣を予定している。1987年度は実施設計専門家(モデルインフラ事業:灌がい圃場整備、1988年3月下旬~4月上旬頃派遣)を含む4名の派遣を予定している、旨を伝えた。

これに対して、中国側が表明した1988年度の専門家派遣要請の内容はおおむね以下のとおりである。

なお、会計年度は、日本は4月1日から翌3月31日までであるが、中国は1月1日から12月31日までとなっている。

A. 長期専門家

1. 灌がい・栽培専門家: 1~2年。短期専門家とダブルでもよい。
2. 育種専門家: 1~2年。

B. 短期専門家

1. バイオテクノロジー専門家: 2~3週間。研究室の体制作り。プロジェクト細部計画作成の指導、助言及び関係分野の研究員、中級技術者の指導。

2. 灌がい専門家：1988年度早々に1か月間。研究細部計画の作成、モデル試験畑作成に対する指導・助言。
3. ポストハーベスト専門家：1か月間。包装材料、包装方法、予冷輸送技術に対する指導・助言及びプロジェクト細部課題の作成に対する指導・助言。
4. 栄養分析専門家：2～3週間。分析技術者。分析機器は整っている。先進技術・情報の講義及び研究室体制作りの指導・助言。

2-4 供与機材計画について

双方にて協議検討された研究課題を実行する上で必要な研究機材等については、無償資金協力で贈与されない機材について調査すると共に研究課題実施スケジュールにそって、優先順位を協議した。中国側より要請された機材は別添表2の通りリストを作成した。又、COCOM関連機材（コンピューター類及びマイコン内蔵機器）については、双方慎重に検討することとともに、申請するにあたっては早期に日本宛連絡する事とする。

表2 北京蔬菜研究センター計画プロジェクト方式研究協力に係る中国側要請機材表(1987.4)(暫定)

プロジェクト名 -優先順	品名(和文名)	必要数量		優先度	プロジェクト名 -優先順	品名(和文名)	必要数量		優先度
		前期	後期				前期	後期	
1. 育種研究と優良品種の普及					1-2-1	培養室調節設備	2	1	A
1-1 野菜品種の育成と導入					1-2-2	春化室調節設備	2	1	A
1-1-1	孢子分離器	1		A	1-2-3	換気扇	15	10	A
1-1-2	電子レンジ	2	1	A	1-3	バイオテクノロジーの育種・繁殖への応用			
1-1-3	自動高圧滅菌器	1	1	A	1-3-1	流体組織培養器	2	2	A
1-1-4	生物顕微鏡	3	1	A	1-3-2	クリーンベンチ	2	1	A
1-1-5	倒立顕微鏡	1		A	1-3-3	倒立顕微鏡	1	1	A
1-1-6	実体顕微鏡	3	1	A	1-3-4	生物顕微鏡	2	1	A
1-1-7	画像解析装置	1		A	1-3-5	実体顕微鏡	2	1	A
1-1-8	紫外可視分光光度計	1		A	1-3-6	振盪培養器	2	2	A
1-1-9	低温恒温器	2	1	A	1-3-7	自動高圧滅菌器	1	1	A
1-1-10	恒温恒湿器	2		A	1-3-8	空調機	3	1	A
1-1-11	定温オープン	2		A	1-3-9	培養室照明設備	1	1	B
1-1-12	細菌ろか器	10		A	1-3-10	ガラス器具自動洗浄器	1	1	B
1-1-13	クリーンベンチ	3	1	A	1-3-11	遠心分離機	1	1	B
1-1-14	赤外線水分計	2		A	1-3-12	直示天秤	2		A
1-1-15	純水製造装置	1		A	1-3-13	高速トランスファー		1	A
1-1-16	超音波洗浄器	2		A	1-3-14	レーザー電気泳動操作器		1	A
1-1-17	ハンドドライヤー	4	2	A	1-3-15	培養用薬品・消耗品			A
1-1-18	マイクロコンピューター	1		A	2	野菜育種材料の保存と評価			
1-1-19	携帯式葉緑素メーター	3		A	2-1	種子の収集・保存・評価			
1-1-20	照度計	1		B	2-1-1	生物顕微鏡	1	1	A
1-1-21	分注器	6	4	A	2-1-2	実体顕微鏡	1	1	A
1-1-22	自動分注器	1		A	2-1-3	顕微鏡照度強化装置	1		A
1-1-23	直示天秤	4		A	2-1-4	顕微鏡照明器	3		A
1-1-24	振盪培養器(ウォーターバス)	1		B	2-1-5	単孢子分離器	1		A
1-1-25	エアクリナー	2	1	B	2-1-6	遠心分離機	1		A
1-1-26	コンプレッサー	2		B	2-1-7	高圧滅菌器	1		A
1-1-27	噴霧器	2	2	B	2-1-8	クリーンベンチ	2		A
1-1-28	土壌混和機	1	1	B	2-1-9	低温冷蔵庫	1		A
1-1-29	コンクリートミキサー	2	1	B	2-1-10	温度勾配恒温器	1	1	A
1-1-30	ホモゲナイザー	2	1	A	2-1-11	恒温旋回培養器	1	1	A
1-1-31	恒温ウォーターバス	2	2	A	2-1-12	マイクロウェーブ炉	1	1	A
1-1-32	回転培養器	2		B	2-1-13	真空凍結乾燥機		1	B
1-1-33	真空乾燥器	1		A	2-1-14	電子天秤	1		A
1-1-34	エアポンプ	3		B	2-1-15	電子天秤	1	1	A
1-1-35	真空ポンプ	2		B	2-1-16	pH計	1		B
1-1-36	コロニー計数器	2		B	2-1-17	電導度計	1		B
1-1-37	デジタル温湿度計	2	1	A	2-1-18	テーラー式連続分注器	2		A
1-1-38	試験管振盪器	4		B	2-1-19	平板電気泳動計	1		A
1-1-39	屈折糖度計	3		A	2-1-20	紫外線分光光度計	1		B
1-1-40	pHメーター	2	1	A	2-1-21	孢子採集器	1		B
1-1-41	加熱滅菌器	6		B	2-2	種子情報管理と検疫の開発			
1-1-42	磁力ミキサー	3		B	2-2-1	電子計算機	1		A
1-1-43	ECメーター	1		A	2-2-2	電動英文タイプ	2		A
1-2 優良種苗普及					2-2-3	しょ糖勾配分離器	1		A

プロジェクト名 -優先順	品名(和文名)	必要数量		優先度	プロジェクト名 -優先順	品名(和文名)	必要数量		優先度
		前期	後期				前期	後期	
2-2-4	分注器	2		A	3-1-1	灌がい設備機材	1		A
2-2-5	倒立顕微鏡	1		A	3-1-2	誘電式土壌水分測定器		3	A
2-2-6	操作式電子顕微鏡		1	A	3-1-3	デジタル式風速計		2	A
2-2-7	真空膜メッキ装置		1	A	3-1-4	熱流計		2	A
2-2-8	イオンスパッター		1	A	3-1-5	熱電動率計		2	A
2-2-9	超マイクローム		1	A	3-1-6	反射率計		2	A
2-2-10	マイクローム刃研ぎ器		1	A	3-1-7	露点計		1	A
2-2-11	超音波細粉砕器		1	A	3-1-8	多点温湿度計		2	A
2-2-12	空調器		2	A	3-1-9	温湿度データ処理装置		1	A
2-2-13	高速遠心機		1	A	3-1-10	微気象観測装置		1	A
2-2-14	透過型電子顕微鏡		1	A	3-1-11	各種気象観測センサー			A
2-3. 種子生理研究					3-1-12	電子計算機	1		A
2-3-1	紫外可視分光光度計	1		A	3-2. 施設栽培技術の開発				
2-3-2	微量気体測定機	1		A	3-2-1	光合成蒸散測定装置		1	A
2-3-3	根長自動測定機	1		A	3-2-2	炭酸ガス測定装置		1	A
2-3-4	電子分析天秤	1		A	3-2-3	単色光照射装置		1	A
2-3-5	電子天秤	2		A	3-2-4	携帯波長別エネルギー分析装置		1	A
2-3-6	実験用研磨器	1	1	A	3-2-5	照度計		3	A
2-3-7	実験用研磨器	1	1	B	3-2-6	瞬間気孔計		1	A
2-3-8	連続式微量分注器	2		A	3-2-7	マイクロコンピュータ		1	A
2-3-9	可変式自動分注器	2		A	3-2-8	蒸散計		1	A
2-3-10	純水製造装置	1	1	A	3-2-9	熱交換型換気扇		15	A
2-3-11	最高級写真顕微鏡	1		A	3-2-10	葉緑素計		5	A
2-3-12	実体顕微鏡	1		A	3-2-11	ビニルハウス(200m ²)			A
2-3-13	軟X線種子検査機	1		A	3-3. 養液栽培技術の研究				
2-3-14	遠心分粒器	1		A	3-3-1	群落相対照度計		2	A
2-3-15	種子純度検査台	3		A	3-3-2	光合成能力測定装置		1	A
2-3-16	穀粒微粒子計	1		A	3-3-3	ワールブルグ検圧測定装置		1	A
2-3-17	穀粒容積計	1		A	3-3-4	携帯光合成蒸散測定装置		1	A
2-3-18	吸引式播種システム	1		A	3-3-5	水ポテンシャル測定装置		1	A
2-3-19	種子含水量測定機	1		A	3-3-6	自動記録分光光度計		1	A
2-3-20	重力選別機	1		A	3-3-7	電子天秤		1	A
2-3-21	万能投影機		1	A	3-3-8	電子天秤		1	A
2-3-22	小型自動封印機	1	1	A	3-3-9	ECメーター		1	A
2-3-23	温度分断式恒温器	3		A	3-3-10	pHメーター		1	A
2-3-24	種子標本保存棚		10	B	3-3-11	組織破砕機		2	A
2-3-25	培養箱	3		A	3-3-12	酸素測定機		1	A
2-3-26	薄層クロマトグラフ		1	A	3-3-13	養液栽培環境調節装置		1	A
2-3-27	電子レンジ	1		A	4. 収穫後品質保持の研究				
2-3-28	分注器	1		A	4-1. 収穫後処理方法の改善				
2-3-29	種子コーティング機	1		A	4-1-1	硬度計	3		A
2-3-30	自動滴定試料収集器		1	A	4-1-2	100点温湿度測定機	1		A
2-3-31	冷凍庫		1	B	4-1-3	ビニル包装機	1		A
2-3-32	自動液体混合機	1	1	A	4-1-4	ビニル袋包装機	1		A
2-3-33	薬品他消耗品			A	4-1-5	携帯用炭酸ガス測定機	1		A
3. 野菜栽培技術の改良・開発					4-1-6	保冷カバー	20		A
3-1 節水灌がい技術の研究					4-1-7	プレハブ冷凍庫	1		A

プロジェクト名 -優先順	品名(和文名)	必要数量		優先度	プロジェクト名 -優先順	品名(和文名)	必要数量		優先度
		前期	後期				前期	後期	
4-1-8	真空包装機	1		A	5-3	小型平板オフセット印刷機	1		A
4-1-9	冷凍車	1		A	5-4	製版機と専用材料	1		A
4-1-10	保冷凍	1		A	5-5	熱にかわ製本機と材料	1		A
4-1-11	冷凍ショーケース	6		A	5-6	携帯型撮影機	1	1	A
4-1-12	野菜調理装置	1		B	5-7	携帯型ビデオ	1	1	A
4-1-13	液体Nボンベ	1		A	5-8	カラーモニターテレビ	5	2	A
4-1-14	窒素ガス容器	4		A	5-9	台型ビデオ	3	1	A
4-1-15	エチレングス希釈装置	1		B	5-10	編集機	1		A
4-1-16	赤外線気体分析機	1		A	5-11	撮影・ビデオ付属器材			A
4-1-17	電子レンジ	2		A	5-12	ビデオテープ			A
4-1-18	保冷材料				5-13	幻灯機	1	1	A
4-1-19	マイクロコンピュータ	1		A	5-14	プロジェクター	1		A
4-2. 品質評価法の確立					5-15	映写幕	1		A
4-2-1	紫外可視分光光度計	1		A	5-16	22座席旅行用自動車	1	1	A
4-2-2	自動研磨器	1		A	5-17	職務用乗用車	1	1	A
4-2-3	高速減圧濃縮機	1		A	5-18	空調機	4		A
4-2-4	低温循環式ウォーターバス	1		A	6. 研究機器メンテナンス専用機材				A
4-2-5	微量高速冷却遠心機	2	1	A	6-1	1/100温度トレーサー	1		A
4-2-6	真空冷凍乾燥機	1		A	6-2	コンデンサーボックス	1		A
4-2-7	小型製氷機	1		A	6-3	テスター	1		A
4-2-8	卓上型遠心機	1		A	6-4	多用数字電圧メーター	1		A
4-2-9	振盪恒温ウォーターバス	2	1	A	6-5	携帯用波長測定機	1		A
4-2-10	ガラス粉碎混合器	2		A	6-6	温度発生器		1	A
4-2-11	高速混合器	2		A	6-7	照度計	1	1	A
4-2-12	卓上直示天秤	2		A	6-8	温湿度検出器	1		A
4-2-13	微量ATP測定機	1		A	6-9	ペン式数字多用計測メーター	4	3	A
4-2-14	自動ガラス器具洗浄器	1		A	6-10	フレーム・ブンゼンバーナー	1		A
4-2-15	野菜切削機	2		A	6-11	フレーム・ブローパイプ	1		A
4-2-16	超音波洗浄器	1		B					
4-2-17	半微量分析天秤	2		A					
4-2-18	無塵恒温器	2		A					
4-2-19	真空恒温乾燥器	1		A					
4-2-20	自動希釈分注器	1		A					
4-2-21	手動式分注器	5		A					
4-2-22	微量真空乾燥器	2		A					
4-2-23	pHメーター	1		A					
4-2-24	電子レンジ	3	1	A					
4-2-25	小型空調器	4		A					
4-2-26	小型真空ポンプ	3		A					
4-2-27	化学薬品他消耗品			A					
4-2-28	ウォーリングブレンダー	4	2	A					
4-2-29	スライサー・ミキサー・ジューサー	2	2	A					
4-2-30	組織破砕器	3	3	A					
4-2-31	逆浸透純水製造装置	1		A					
5	技術研修・技術交流								

3. 討議議事録，暫定実施計画及び覚書

3-1 討議議事録（英文・日文・中文）

THE RECORD OF DISCUSSIONS
BETWEEN THE JAPANESE IMPLEMENTATION SURVEY TEAM
AND THE CHINESE IMPLEMENTATION SURVEY TEAM ON THE JAPANESE
TECHNICAL COOPERATION FOR THE BEIJING VEGETABLE RESEARCH
CENTER PROJECT

The Japanese Implementation Survey Team (hereinafter referred to as "the Team") organized by the Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as "JICA") and headed by Mr. Masao Kikuchi visited the People's Republic of China from September 20 to September 30, 1987 for the purpose of working out the details of the technical cooperation program concerning the Beijing Vegetable Research Center Project.

During its stay in the People's Republic of China, the Team and the Chinese Implementation Survey Team exchanged views and had a series of discussions in respect of the desirable measures to be taken by both Governments for the successful implementation of the above mentioned project.

As a result of the discussions, both parties agreed to recommend to their respective Governments the matters referred to in the document attached hereto. Done in duplicate in Beijing on September 29, 1987 in the Japanese, Chinese and English languages respectively, each text being equally authentic.

In case of any divergence of interpretation, the English text shall prevail.

菊池雅夫

Mr. Masao Kikuchi
Leader,
Implementation Survey Team
Japan International Cooperation
Agency, Japan

Chen Hang 陈杭

Ms. Chen Hang
Leader,
Chinese Implementation Survey Team
People's Republic of China

THE ATTACHED DOCUMENT

I. COOPERATION BETWEEN BOTH GOVERNMENTS

1. The Government of Japan and the Government of the People's Republic of China will cooperate with each other in implementing the Beijing Vegetable Research Center Project (hereinafter referred to as "the Project") for the purpose of promoting research activities of vegetable crops, thus contributing to the stable vegetable supply in Beijing City.

2. The Project will be implemented in accordance with the Master Plan which is given in I of the Annex.

II. DISPATCH OF JAPANESE EXPERTS

1. In accordance with the laws and regulations in force in Japan, the Government of Japan will take necessary measures through JICA to provide at its own expense services of the Japanese experts as listed in II of the Annex through the normal procedures under the Technical Cooperation Scheme of the Government of Japan.

2. The Japanese experts referred to in 1 above and their families will be granted in the People's Republic of China, the privileges, exemptions and benefits as listed in III of the Annex. The Japanese expert, while in service in the People's Republic of China, will be granted privileges, exemptions and benefits no less favourable than those accorded to experts of third countries or of other international organizations performing similar missions in the People's Republic of China.

III. PROVISION OF MACHINERY AND EQUIPMENT

1. In accordance with the laws and regulations in force in Japan, the Government of Japan will take necessary measures through JICA to provide at its own expense machinery, equipment and other materials (hereinafter referred to as "the Equipment") necessary for the implementation of the Project as listed in IV of the Annex through the normal procedure under the Technical Cooperation Scheme of the Government of Japan.

2. The Equipment will become the property of the Government of the People's Republic of China upon being delivered c.i.f. to the Chinese authorities concerned at the ports and/or airports of disembarkation, and will be utilized exclusively for the implementation of the Project in consultation with the Japanese experts referred to in II of the Annex.

IV. TRAINING OF CHINESE PERSONNEL IN JAPAN

1. In accordance with the laws and regulations in force in Japan, the Government of Japan will take necessary measures through JICA to receive at its own expense the Chinese personnel connected with the Project for technical training in Japan through the normal procedures under the Technical Cooperation Scheme of the Government of Japan.

2. The Government of the People's Republic of China will take necessary measures to ensure that the knowledge and experience acquired by the Chinese personnel from technical training in Japan will be utilized effectively for the implementation of the Project.

V. SERVICES OF CHINESE COUNTERPART AND ADMINISTRATIVE PERSONNEL

1. In accordance with the laws and regulations in force in the People's Republic of China, the Government of the People's Republic of China will take necessary measures through the authorities concerned to secure at its own expense the necessary services of Chinese counterpart and administrative personnel as listed in V of the Annex.

2. The Government of the People's Republic of China will allocate the necessary number of suitably qualified personnel corresponding to each Japanese expert to be dispatched by the Government of Japan as specified in II of the Annex for the effective and successful transfer of technology under the Project.

VI. MEASURES TO BE TAKEN BY THE GOVERNMENT OF THE PEOPLE'S REPUBLIC OF CHINA

1. In accordance with the laws and regulations in force in the People's Republic of China, the Government of the People's Republic of China will take necessary measures through the authorities concerned to provide at its own expense:

- (1) Land, buildings and facilities as listed in VI of the Annex;
- (2) Supply or replacement of machinery, equipment, instrument, vehicles, tools, spare parts and any other materials necessary for the implementation of the Project other than those provided through JICA under III above;
- (3) Transportation facilities and traffic fares within city area for the official travel of Japanese experts within the People's Republic of China;
- (4) Suitably furnished accommodations for the Japanese experts and their families.

2. In accordance with the laws and regulations in force in the People's Republic of China, the Government of the People's Republic of China will take necessary measures through the authorities concerned to meet:

- (1) Expenses necessary for the transportation of the Equipment within the People's Republic of China as well as for the installation, operation and maintenance thereof;
- (2) The charge of customs duties, internal taxes and other fiscal levies imposed in the People's Republic of China on the Equipment referred to in III above;
- (3) All running expenses necessary for the implementation of the Project.

VII. ADMINISTRATION OF THE PROJECT

1. The Vice Chairman of the Beijing Municipal People's Government Commission for Science and Technology will bear overall responsibility for the implementation of the Project.

2. The Director of the Beijing Vegetable Research Center, as the Head of the Project, will be responsible for the administrative and managerial matters of the Project.

3. The Japanese Team Leader will provide necessary recommendation and advice on technical and administrative matters concerning the implementation of the Project to the Head of the Project.

4. The Japanese experts will give necessary technical guidance and advice to the Chinese counterpart personnel on matters pertaining to the implementation of the Project.

5. For the effective and successful implementation of the Project, a Joint Committee will be established with the function and composition as referred to in VII of the Annex.

VIII. CLAIMS AGAINST JAPANESE EXPERTS

The Government of the People's Republic of China undertakes to bear claims, if any arises, against the Japanese experts engaged in the Project resulting from, occurring in the course of, or otherwise connected with the discharge of their official functions in the People's Republic of China except for those arising from the willful misconduct or gross negligence of the Japanese experts.

IX. MUTUAL CONSULTATION

There will be mutual consultation between the two Governments on any major issues arising from, or in connection with this Attached Document.

X. TERM OF COOPERATION

The duration of the technical cooperation for the Project under this Attached Document will be five (5) years from January 1, 1988.

A N N E X

I . MASTER PLAN

1. Objective of the Project

The Project aims to upgrade the research level and to strengthen the research capabilities of the Beijing Vegetable Research Center through research works on stable production of vegetables and improvement of their quality, thus contributing to a stable vegetable supply and diversification of their varieties in Beijing City.

2. Activities of the Japanese Technical Cooperation

Activities of the Japanese Technical Cooperation are as follows:

(1) Research works on vegetable crops

(i) breeding and propagation of elite seeds and seedlings.

(ii) preservation and evaluation as genetic resources.

(iii) development and improvement of cultivation techniques.

(iv) post-harvest techniques for quality maintenance.

(2) Advice and guidance for the training of Chinese researchers and technicians.

(3) Exchange information and materials necessary for the Project.

II . JAPANESE EXPERTS

(1) Team Leader

(2) Vegetable Breeding

(3) Vegetable Cultivation

(4) Post-harvest Technique

(5) Coordinator

Note.1. Team Leader may serve concurrently as an expert in one of the fields mentioned above.

2. Short-term experts in other related fields will be dispatched when necessity arises.

III . PRIVILEGES, EXEMPTIONS AND BENEFITS

1. The Government of the People's Republic of China will grant exemptions from income tax and charges of any kind imposed on or in connection with the living allowance remitted from abroad.

2. The Government of the People's Republic of China will grant exemptions from customs duties in respect of the importation of personal effects by the Japanese experts and their families as well as the importation of machinery and equipment relating to their activities.

3. The Government of the People's Republic of China will provide medical facilities.

IV. LIST OF EQUIPMENT

1. Equipment and spare parts necessary for the technical cooperation in I-2 of the Annex.
2. Equipment and facilities for audio-visual and education.
3. Vehicles and their spare parts.
4. Other equipment and supplies related to the Project.

V. LIST OF CHINESE COUNTERPART AND ADMINISTRATIVE PERSONNEL

1. Head of the Project

2. Counterpart personnel in the fields of:

- (1) Vegetable Breeding
- (2) Vegetable Cultivation
- (3) Post-harvest Technique
- (4) Others corresponding to the Japanese short-term experts in II of the Annex as required.

3. Administrative personnel

- (1) Administration
- (2) Accounting
- (3) Interpreter

4. Other necessary supporting staff

VI. LIST OF LAND, BUILDING AND FACILITIES

1. Land, Building and facilities for the Project.
2. Rooms and space necessary for the installation and storage of machinery, equipment and materials provided by the Government of Japan.
3. Office space and necessary facilities for the Japanese Team leader and the other experts.
4. Other facilities mutually agreed upon as required.

VII. THE JOINT COMMITTEE

1. Functions

The Joint Committee will meet at least once a year and whenever necessity arises, and work:

- (1) To formulate an Annual Work Plan of the Project in line with the Tentative Schedule of Implementation formulated under the framework of this Record of Discussions;
- (2) To review the overall progress of the technical cooperation program as well as the achievements of the above-mentioned Annual Work Plan;
- (3) To review and exchange views on major issues arising from or in connection with the technical cooperation program.

2. Composition

(1) Chairman:

Vice Chairman of the Beijing Municipal People's Government Commission for Science and Technology.

(2) Chinese Side Members

- (i) Representative of the State Science and Technology Commission.
- (ii) Representative of the Beijing Municipal People's Government Commission for Science and Technology.
- (iii) Representative of the Beijing Municipal People's Government Agriculture and Forestry Office
- (iv) Representative of the Beijing Municipal Academy of Agriculture and Forestry Sciences.
- (v) Director of the Beijing Vegetable Research Center.
(Head of the Project)
- (vi) Counterpart personnel and other personnel concerned with the Project.

(3) Japanese Side Members:

- (i) Team Leader
- (ii) Other experts and personnel concerned to be dispatched by JICA, if necessary
- (iii) Representative of JICA China Office

Note: Officials of the Embassy of Japan in the People's Republic of China may attend the Joint Committee Meeting as observers.

北京蔬菜研究センタープロジェクトに対する日本の技術協力
に関する日本国国際協力事業団実施協議チームと
中国側実施協議チームとの討議議事録

国際協力事業団（以下「JICA」という。）が組織し、菊池雅夫を
団長とする日本側実施協議チーム（以下「チーム」という。）は、北京蔬菜研究セン
タープロジェクトに対する技術協力計画の詳細を策定するため、1987年9月20
日から9月30日までの日程をもって、中華人民共和国を訪問した。

中華人民共和国滞在中、チームと中国側実施協議チームは上記プロジェク
トの有効な実施のため両国政府がとるべき必要な措置に関して、一連の討議を行なっ
た。

討議の結果、双方はそれぞれの政府に対し、附属文書に記載する諸事項に
ついて勧告することに同意した。

1987年9月29日に北京でひとしく正文である日本語、中国語及び英
語による本書2通を作成した。

解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

菊池雅夫

菊池 雅夫
実施協議チーム団長
日本国国際協力事業団

陳杭

陳 杭
実施協議チーム団長
中華人民共和国

附属文書

I 両国政府の協力

- 1 日本国政府と中華人民共和国政府は、中華人民共和国において野菜の周年安定供給技術の開発を図るため、北京蔬菜研究センタープロジェクト（以下「プロジェクト」という。）の実施につき相互に協力する。
- 2 プロジェクトは、附表Iの基本計画に基づいて実施される。

II 日本人専門家の派遣

- 1 日本国政府は、日本国において施行されている法律及び規則に従い、日本国政府の技術協力計画の通常の手続きにより、附表IIに掲げる日本人専門家の役務を日本側の負担において提供するため、JICAを通じて必要な措置をとる。
- 2 上記1項にいう日本人専門家及びその家族は、中華人民共和国において、附表IIIに掲げる特権、免除及び便宜を与えられるものとする。日本人専門家は中華人民共和国において任務を遂行中、中華人民共和国において同様の任務を遂行する第三国の専門家または国際機関の専門家に劣らない特権、免除及び便宜を享受する。

III 機材供与

- 1 日本国政府は、日本国において施行されている法律及び規則に従い、日本国政府の技術協力計画の通常の手続きにより、附表IVに掲げるプロジェクト実施に必要な資機材（以下「機材」という。）を日本側の負担において供与するため、JICAを通じて必要な措置をとる。
- 2 機材は、陸揚げの港あるいは空港にて中華人民共和国側関係当局へCIF運てにて引渡される時、中華人民共和国の財産となり、またそれらの機材は附表IIに掲げる日本人専門家との協議の下に、プロジェクトの実施のためのみに使用される。

IV. 研修員受入れ

- 1 日本国政府は、日本国において施行されている法律及び規則に従い、日本国政府の技術協力計画の通常の手続きにより、日本における技術研修のため、プロジェクトに関係する中国人を、日本側の負担において受入れるため J I C A を通じて必要な措置をとる。
- 2 中華人民共和国政府は、中国人が日本における技術研修から得た知識及び経験が、プロジェクト実施のため有効に用いられることを保証するため、関係当局を通じて必要な措置をとる。

V. 中国人カウンターパート及び事務職員の役務

- 1 中華人民共和国政府は、中華人民共和国において施行されている法律及び規則に従い、附表 V に掲げる中国人カウンターパート及び事務職員の役務を中国側の負担において保証するため、関係当局を通じて必要な措置をとる。
- 2 中華人民共和国政府は、プロジェクトのもとで技術の移転を効果的かつ成功裡に行うため、附表 II に定めた日本国政府により派遣される個々の日本人専門家に対応する適切な資質の人員を必要数配置する。

VI. 中華人民共和国政府が関係当局を通じてとるべき措置

- 1 中華人民共和国政府は、中華人民共和国において施行されている法律及び規則に従い、中華人民共和国側の負担において下記を提供するため、関係当局を通じて必要な措置をとる。

(1) 附表 VI に掲げる土地、建物及び付帯施設

(2) 上記 III の J I C A を通じて供与される機材以外で、プロジェクト実施に

必要な機材、車輛、工具、予備部品及びその他の物品の調達もしくは取替え
(3) 中華人民共和国における日本人専門家の公務出張に対する交通の便宜及び
市内交通費

(4) 日本人専門家及びその家族に対する適当な家具付き住宅施設の提供

2 中華人民共和国政府は、中華人民共和国において施行されている法律及び
規則に従い、次の経費を負担するため、関係当局を通じて必要な措置をとる。

(1) 上記IIIに掲げる機材の中華人民共和国内における輸送、据付、操作及び
維持に必要な経費

(2) 上記IIIに掲げる機材に対し、中華人民共和国において課せられる関税、
国内税及びその他の財政課徴金

(3) プロジェクトの実施に必要な全ての運営費

VII プロジェクトの管理

- 1 中華人民共和国北京市科学技術委員会副主任は、プロジェクトの実施につ
いて全責任を負う。
- 2 当該プロジェクトの長である北京蔬菜研究センター主任はプロジェクトの
管理及び運営について責任を負う。
- 3 日本人チームリーダーは、プロジェクトの長に対して、プロジェクトの実施
に関する技術面及び管理面の事項について、提言及び助言を与える。
- 4 日本人専門家は、中国人カウンターパートに対して、プロジェクトの実施
に関して必要な技術的事項について、技術指導及び助言を与える。
- 5 プロジェクトを効果的かつ成功裡に実施するため、附表VIIに掲げる機能及
び構成による合同委員会が設置される。

VIII 日本人専門家に対する請求

中華人民共和國政府は、日本人専門家の中華人民共和國における職務の遂行に起因し、またはその遂行中に、もしくはその遂行に関連して、日本人専門家に対する請求事由が発生した場合には、日本人専門家の故意または重大な過失による場合を除き、その請求に関する全責任を負う。

IX 相互協議

両国政府は、本附属文書から生ずる、あるいは本附属文書に関連する主要事項について相互に協議を行う。

X 協力期間

プロジェクトの協力期間は、1988年1月1日から5年間とする。

〔 附表 〕

I 基本計画

1 プロジェクトの目的

野菜の高品位安定生産、品質向上等に関する研究協力活動を通じ、北京蔬菜研究センターの研究水準の向上、研究機能の強化、拡充を図り、北京市が重点施策として推進している野菜の周年安定供給並びに野菜の種類の多様化と品質の向上に寄与する

2 日本の技術協力の目的

日本の技術協力は、北京蔬菜研究センターにおいて、次に掲げる内容の試験、研究等に協力することを目的とする。

(1) 試験研究

(i) 野菜の育種および優良品種の増殖に関する研究

(ii) 野菜育種素材の保存、評価に関する研究

(iii) 野菜栽培法の開発、改良に関する研究

(iv) 品質保持のための収穫後技術に関する研究

(2) 研究員、技術者等にかかる研修・訓練に対する助言、指導

(3) 協力活動に必要な資料、材料、情報の交換

II 日本人専門家

(1) チーム・リーダー

(2) 野菜育種

(3) 野菜栽培

(4) ポスト・ハーベスト

(5) 業務調整

- 注. 1. チーム・リーダーは上記のいずれかの専門分野を兼ねることもある。
2. プロジェクトの円滑な活動のため必要に応じ、上記以外の分野を含め短期専門家を派遣する。

III. 特権・免除及び便宜

1. 中華人民共和国政府は、日本人専門家に対し海外から送金される報酬に対して、又はそれに関連して課せられる所得税及びその他の課徴金を免除する。
2. 中華人民共和国政府は日本人専門家及びその家族の持込む個人的使用品及び業務に関連する機材に対して関税を免除する。
3. 中華人民共和国政府は、日本人専門家及びその家族に対して医療の便宜を提供する。

IV. プロジェクトの実施に必要な機材

- 1 付表 I - 2 の技術協力分野に必要な資機材、部品
- 2 視聴覚、教育教材
- 3 車輛、部品
- 4 その他プロジェクトの実施に必要な資機材

V. カウンターパート及び事務職員

- 1 プロジェクトの長
- 2 下記分野のカウンターパート
 - (1) 野菜育種
 - (2) 野菜栽培
 - (3) ポスト・ハーベスト
 - (4) その他双方が必要と認める分野
- 3 事務職員
 - (1) 管理
 - (2) 経理
 - (3) 通訳

4 その他必要なスタッフ

VI. 土地、建物及び付帯施設

- 1 プロジェクトの用地、建物及び施設
- 2 日本政府から供与される機材の据付け及び保管に必要な部屋及びスペース
- 3 日本人チームリーダー及び専門家のための事務室及び必要な施設
- 4 その他、双方が必要と認める施設

VII 合同委員会

1 機能

合同委員会は、少なくとも年一回及び必要が生じた時に開催し、次の機能をもつものとする。

- (1) 本討議事録の枠内で策定された暫定実施計画に沿って当該プロジェクトの年次計画を作成する。
- (2) 技術協力計画全体の進捗及び上記の年次計画の達成に関する検討を行う。
- (3) 技術協力計画から生ずる、あるいは技術協力計画に関連する主要事項につき検討し、意見の交換を行う。

2 構成

(1) 委員長

北京市人民政府科学技術委員会副主任

(2) 中国側委員

(i) 国家科学技術委員会の代表

(ii) 北京市人民政府科学技術委員会の代表

(iii) 北京市人民政府農林弁公室の代表

(iv) 北京市農林科学院の代表

(v) 北京蔬菜研究センター主任（プロジェクトの長）

(vi) その他プロジェクトの関係者

(3) 日本側委員

(i) チームリーダー

(ii) その他の専門家及び必要に応じてJICAよりプロジェクトのために派遣される関係者

(iii) 在中華人民共和国JICA事務所の代表

注：在中華人民共和国日本国大使館員はオブザーバーとして出席することができる。

中国方面实施协议团与日本国方面实施协议团
关于北京蔬菜研究中心项目进行技术合作
会 议 纪 要

为制定北京蔬菜研究中心项目的技术合作详细计划，由日本国际协力事业团（以下称“JICA”）组织的以菊池雅夫为团长的日本方面实施协议团（以下称该团）于一九八七年九月三十日访问了中华人民共和国。

在中华人民共和国逗留期间，该团和中国方面实施协议团就两国政府为有效地实施上述项目应采取的必要措施进行了一系列讨论。

讨论的结果，双方同意就附件所列的事项向各自政府提出建议。

本纪要于一九八七年九月二十九日在北京签字，一式两份，每份都用日文、中文、英文写成，三种文本具有同等效力。如解释上出现分歧，以英文为准。

中华人民共和国
实施协议团
团 长

陈 杭

日 本 国
国际协力事业团
实施协议团
团 长

菊池雅夫

一九八七年九月二十九日

附件

I. 两国政府的合作

1. 为开发北京市蔬菜周年均衡供应技术，日本政府和中华人民共和国政府将就北京蔬菜研究中心项目(以下称该项目)的实施进行相互合作。
2. 该项目根据附件表1的基本计划实施。

II. 派遣日本专家

1. 日本政府根据日本国现行法律和规定,按照日本政府技术合作计划的通常手续,通过JICA采取必要措施并附表2提供日方应负担的专家服务。
2. 上述第1项中所指的日本专家及其家属在华期间,可以享受在附表III中提出的优惠待遇、免税及便利。日本专家在中华人民共和国执行其任务时,享有与执行同样的第三国专家或国际机构的专家同样的优惠待遇、免税和便利。

III. 提供仪器设备

1. 日本国政府根据日本合作计划的通常手续,由日本方面负担费用提供附表IV中所列的该项目实施中所需要的仪器、设备和材料(以下简称器材)。
2. 器材在卸货港口或机场以CIF(到岸价格)支付中华人民共和国有关部门便属中国政府的财产。这些器材在与附表2所列的日本专家协商下专用于该项目的实施。

IV. 接受进修人员

1. 日本国政府根据日本国现行的法令和规章,通过JICA采取必要的措施,按日本国政府的技术合作计划的通常手续,由日本方面负担费用,接受与该项目有关的中方人员在日本进行技术培训。
2. 中华人民共和国政府通过有关部门采取必要措施,保证中国人员在日本进修所获得的知识和经验,有效地用于该项目的实施。

V. 中国对等人员、行政及技术人员的任务

1. 中国政府根据中华人民共和国现行的法令和规章，通过有关部门采取必要的措施，由中国方面负担费用，以保证附表V提出的有关中国对等人员及行政和技术人员的服务。
2. 中华人民共和国政府通过有关部门，为附表II中所定的由日本政府派出的各个专家配备所需数量的具有适当资历素质的人员，以便在该项目的实施过程中，有效而成功地进行技术转让。

VI. 中华人民共和国政府应采取的措施

1. 中华人民共和国政府，按照中华人民共和国现行法令规章，通过有关部门，采取必要的措施，由中国方面负担费用，提供如下条件：
 - (1) 附表VI中提出的土地、建筑物以及附属设施；
 - (2) 除上述III的通过JICA提供的器材以外，该项目实施中所需要的机器、设备、器具、工具、备用零件以及其它物品的供给和更换；
 - (3) 对在中华人民共和国内需公务出差的日本专家提供交通上的方便及市内交通费；
 - (4) 为日本专家及其家属提供备有适当的家具的居住设施。
2. 中华人民共和国政府，依照中华人民共和国现行的法令和规章，通过有关部门，采取必要的措施，负担如下经费：
 - (1) 上述III所提出器材在中华人民共和国内的运输、保限、安装、操作以及维护所需的经费；
 - (2) 对上述III提出的器材，担负在中华人民共和国内所征的关税、国内税及其它财政税。
 - (3) 该项目实施中所需的全部经营费用。

VII. 项目的管理：

1. 中华人民共和国北京市科学技术委员会副主任，对该项目的实施负有全部责任。
2. 北京蔬菜研究中心主任对项目的管理和经营负责。

2. 北京蔬菜研究中心主任对项目的管理和经营负责。
3. 日本组组长可就项目实施的有关技术问题和管理问题，向项目主任提出意见和建议。
4. 日本专家对中国的对等人员，在该项目实施的技术事项上，给与必要的指导以及建议。
5. 为有效并成功地实施该项目，设置具有附表7所列职能和组成的委员会。

VIII. 对日本专家的索赔要求

日本专家在中华人民共和国由于执行任务中或与执行任务有关而发生对其提出索赔要求时，中国政府对该索赔要求负责。但由于日本专家故意行为或由于重大过失而引起的责任追究，则不在此限。

IX. 相互协商

两国政府就本附件所产生的或与本附件有关的事项相互进行协商。

X. 合作期限

该项目的合作期限，自1988年1月1日起，为期5年。

附 表

基本计划

1. 该项目的目的

该项目的目的是通过蔬菜均衡生产、提高质量等方面的合作研究，提高北京蔬菜研究中心的研究水平，增强研究能力，为北京市蔬菜的周年均衡供应、品种多样化做出贡献。

2. 日本方面技术合作的目的

日本方面在合作期间，就以下内容在试验、研究等方面进行合作。

(1) 蔬菜的试验研究

- (I) 蔬菜育种及良种、繁育和育苗技术。
- (II) 蔬菜种质资源的保存与评价。
- (III) 栽培技术的开发和改良。
- (IV) 保持品质的采后技术的研究。

(2) 研究人员和技术员的培训提出建议并给予指导。

(3) 交换本项目所需要的情报资料 and 材料。

II. 日本专家

- (1) 组长
- (2) 蔬菜育种
- (3) 蔬菜栽培
- (4) 采后技术

(5) 业务协调

注：(1) 专家组组长也可由上述某专业的专家兼任。

(2) 短期专家。为顺利实行本项目，根据需要可派遣其他有关专业的短期专家。

Ⅲ、优惠、免税及便利

1、中华人民共和国政府对国外汇来的生活津贴及其他款项免征所得税和其他税金。

2、中华人民共和国政府，对于日本专家及家属带入的自用物品以及与业务有关的器材，应予免征海关税。

3、中华人民共和国政府提供医疗方便。

Ⅳ、器材清单

- ① 附件1—(2)所列技术合作所需要的器材和备件。
- ② 视听教育的器材。
- ③ 车辆及其零配件。
- ④ 与该项目有关其他器材和物品。

Ⅴ、中方对等人员及办事人员

- ① 项目主任
- ② 下述专业对等人员
 - (1) 蔬菜育种
 - (2) 蔬菜栽培
 - (3) 采后技术

(4) 附件Ⅱ所列的与日本短期专家合作的对应人员

(3) 办事人员

(1) 管理

(2) 会计

(3) 译员

(4) 其他必要的辅助工作人员

Ⅵ、土地、建筑物及附属设施的清单

① 该项目的用地、建筑物和设施

② 安装和保管日本政府提供的器材所要的房屋及场所

③ 日本专家组和专家的办公室及必要的设备

④ 双方认为需要的其它设施

Ⅶ、联合委员会

1、职能

联合委员会每年至少召开一次会议或必要时召开。其职能如下。

(1) 根据本会谈纪要确定的暂定实施计划，制定该项目年度工作计划。

(2) 对技术合作计划的全面进度和上述年计划完成情况进行研究。

(3) 就技术合作计划产生的或与该计划有关的主要事项进行讨论，交换

意见。

2、组成

(1) 主任委员

北京市科学技术委员会付主任

(2) 中方委员

- (I) 国家科学技术委员会代表
- (II) 北京市人民政府科学技术委员会代表
- (III) 北京市人民政府(农林办公室)代表
- (IV) 北京市农林科学院代表
- (V) 北京蔬菜研究中心项目主任
- (VI) 其他与该项目有关的人员

(3) 日方委员

- (I) 组长
 - (II) 其它专家和JICA根据需要为该项目派遣的有关人员
 - (III) JICA 驻中华人民共和国事务所代表
- (注) 日本驻中国大使馆官员可以作为观察员出席联合委员会

3 - 2 暫定実施計画（英文・和文・中文）

TENTATIVE SCHEDULE OF IMPLEMENTATION
FOR
THE BEIJING VEGETABLE RESEARCH CENTER PROJECT

The Japanese Implementation Survey Team and the Chinese Implementation Survey Team have jointly formulated the Tentative Schedule of Implementation for the Beijing Vegetable Research Center Project (hereinafter referred to as "the Project") as attached hereto.

This has been formulated on the basis of the Record of Discussions on the Japanese Cooperation for the Project signed between the Japanese Implementation Survey Team and the Chinese Implementation Survey Team and that the above-mentioned Schedule is subject to change within the framework of the Record of Discussions when necessity arises in the course of implementation of the Project.

Done in duplicate in Beijing on September 29, 1987, in the Japanese, Chinese and English languages respectively, each text being equally authentic.

In case of any divergence of interpretation, English text shall prevail.

菊池 雅夫

Mr. Masao Kikuchi
Leader,
Implementation Survey Team,
Japan International Cooperation
Agency, Japan

Chen Hang 陈杭

Ms. Chen Hang
Leader,
Chinese Implementation Survey Team,
People's Republic of China

TENTATIVE SCHEDULE OF IMPLEMENTATION

I. Master Plan of Project Activities

Item	Year	1 st	2 nd	3 rd	4 th	5 th
		1988	1989	1990	1991	1992
1 Research Work						
(1) Research on vegetable breeding and propagation of useful seed and seedling						
1-1. Introduction of new materials and breeding of new varieties and lines.						
1-1-1. Breeding of stress- disease resistant lines in crucifer vegetables.						
1-1-2. Introduction of strawberry, asparagus and lettuce.						
1-1-3. Breeding of disease resistant lines in solanaceous vegetables.						
1-1-4. Breeding of disease resistant lines in cucurbitaceous vegetables.						
1-2. Propagation of useful seed and seedling						
1-2-1. Establishment of testing methods for useful seed and seedling.						
1-2-2. Establishment of mass propagation methods for useful seed and seedling.						
1-3. Utilization of biotechnology in vegetable breeding.						

(2) Research on the preservation and evaluation of genetic resources.				
2-1. Research on preservation and evaluation methods for seeds.				
2-2. Development of managing systems of documentation of genetic resources				
2-3. Physiological studies on seeds.				
(3) Research on the development and improvement of techniques in vegetable culture.				
3-1. Research on irrigation system for saving water.				
3-1-1. Open field culture.				
3-1-2. Protected culture.				
3-2. Research on the development and improvement of protected culture.				
3-3. Research on solution culture.				
(4) Research on the postharvest technology for quality maintenance.				
4-1. Improvement of postharvest technology.				
4-1-1. Assessment and use of packing materials.				
4-1-2. Development of precooling and transportation methods.				
4-1-3. Postharvest physiology and biochemistry.				

4-2. Establishment of methods of quality assesment.					
4-2-1. Analitical studies on constitutional factors in quality.	---				
4-2-2. Establishment of methods of measurement on constitutional factors in quality.	---				
2 Advice and guidance for the training of Chinese researchers and technicians					
3 Exchange information and materials necessary for the Project	---				

I I . Planning of Technical Cooperation

Item \ Year	1st	2nd	3rd	4th	5th
	1988	1989	1990	1991	1992
1. Japanese Side					
(1). Long-Term Expert					
i) Team Leader					
ii) Research on Vegetable Breeding					
iii) Research on Vegetable Cultivation					
iv) Research on Postharvest Technology					
v) Coordinator					
(2) Short-Term Expert	—(dispatched when necessity arises)—				
(3) Dispatch of Survey Team	—(dispatched when necessity arises)—				
(4) Provision of Machinery and Equipment Necessary for the Project					
(5) Training of Counterpart Personnel in Japan	(3 - 4 persons per year)				

<p>2.Chinese Side</p> <p>(1).Counterpart and Administrative Personnel</p>					
<p>i) Head of the Project</p> <p>ii) Counterpart Personnel for the Japanese Experts</p> <p>iii) Administrative Personnel</p> <p>iv) Other Necessary Supporting Staff</p>	<p>(Chinese side will allocate the necessary number of suitably qualified personnel corresponding to each Japanese Long-term and Short-term expert)</p>				
<p>(2) Land, Building and Facilities</p>					
<p>(3) All Running Expences Necessary for the Implementation of the Project</p>					

北京蔬菜研究センタープロジェクト

暫定実施計画

日本側実施協議チーム及び中国側実施協議チームは、北京蔬菜研究センタープロジェクト（以下「プロジェクト」という。）の実施のために、以下に添付の通り共同で暫定実施計画を策定した。

この暫定実施計画は、日本側実施協議チームと中国側実施協議チームとの間で締結された、日本政府による技術協力のための討議議事録を基礎として策定されたものである。なお、プロジェクトの遂行中において必要が生じた時には、討議議事録の枠内で計画が改定され得ることを前提としている。

1987年 9月29日に北京でひとしく正文である、日本語、中国語及び英語による本書2通を作成した。

解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

菊池 雅夫

菊池 雅夫

実施協議チーム団長

日本国国際協力事業団

陳 杭

陳 杭

実施協議チーム団長

中華人民共和國

暫定実施計画

I.プロジェクト活動計画

年次 項目	1 年次	2 年次	3 年次	4 年次	5 年次
	1988	1989	1990	1991	1992
1 試験研究 (1) 野菜の育種及び優良品種の増殖に関する研究 1-1. 新素材の導入及び新品種・系統の育種 1-1-1. 十字花科野菜のストレス耐性・耐病性系統の育成 1-1-2. イチゴ、アスパラガス、レタスの導入 1-1-3. ナス科野菜の耐病性系統の育成 1-1-4. ウリ科野菜の耐病性系統の育成 1-2. 優良種苗の増殖 1-2-1. 優良種苗の検定方法の確立					

1-2-2. 優良種苗の大量増殖方法の確立				
1-3. 野菜育種におけるバイオテクノロジーの利用				
(2) 野菜育種素材の保存 評価に関する研究				
2-1. 野菜育種素材の保存・評価方法に関する研究				
2-2. 遺伝資源情報の管理システムの開発				
2-3. 種子生理に関する研究				
(3) 野菜栽培法の開発・改良に関する研究				
3-1. 節水灌漑法に関する研究				
3-1-1. 露地栽培				
3-1-2. 施設栽培				
3-2. 施設栽培法の開発・改良に関する研究				
3-3. 養液栽培に関する研究				
(4) 品質保持のための収穫後技術に関する研究				
4-1. 収穫後技術の改良				
4-1-1. 包装資材の検討と その利用				

4-1-2. 予冷及び輸送方法 の開発					
4-1-3. 収穫後処理の生理 ・ 生化学的研究					
4-2. 品質評価法の確立					
4-2-1. 品質構成要素の解 明					
4-2-2. 品質構成要素の測 定法の確立					
2. 研究員・技術者にか かる研修、訓練に対する 助言、指導					
3. 協力活動に必要な資 料、材料、情報の交換					

II. 技術協力計画

項目	年次	1年次	2年次	3年次	4年次	5年次
		1988	1989	1990	1991	1992
1. 日本側						
(1) 長期専門家						
i) チームリーダー						
ii) 野菜育種						
iii) 野菜栽培						
iv) ポスト・ハーベ スト						
v) 業務調整						
(2) 短期専門家		(必要に応じて派遣)				
(3) 調査団の派遣		(必要に応じて派遣)				
(4) プロジェクトに必要な資機材等の供与						
(5) カウンターパートの受入れ		(年間3-4名受入れ)				

2. 中国側.					
(1) 中国側カウンター パート					
i) 当該プロジェクト の長					
ii) 専門家のカウンタ ーパート	—— (中国側は、日本人長期及び短期専門家に対し 必要なカウンターパートを配置する。)				
iii) 事務職員					
iv) その他必要な職員					
(2) 土地、建物及び付帯 施設					
(3) 当該プロジェクトの 運営費					

北京蔬菜研究中心项目

暂定实施计划

中国方面实施协议团和日本方面实施协议团为实施北京蔬菜研究中心项目（以下称“该项目”），共同制定以下暂定实施计划（暂定实施计划附后）。

该暂定实施计划是由日本方面实施协议团和中国方面实施协议团，以日本政府技术合作项目会谈纪要为基础缔结制定的。此外，在项目执行过程中，如有必要，可在会谈纪要的范围内变更。

本计划于1987年9月29日于北京签字。一式二份。每份都用中文、日文、英文写成。

解释如有分歧，以英文本为准。

中华人民共和国
实施协议团团长

陈杭

陈杭

日本国际协力事业团
实施协议团团长

菊池雅夫

菊池雅夫

一九八七年九月二十九日

暂定实施计划

一、项目活动计划

项 目	年 度				
	第1年度 1988	第2年度 1989	第3年度 1990	第4年度 1991	第5年度 1992
1. 试验项目					
① 蔬菜育种及良种繁育技术的研究					
(1) 新材料的引进和新品系系统选育					
1 十字花科蔬菜抗病抗逆性育种					
2 草莓、芦笋、生菜的介绍					
3 茄果类抗病株系的选育					
4 瓜类蔬菜抗病性株系的选育					
(2) 优良种子及种苗的繁殖					
1 优良种子及种苗检定方法					
2 优良种子及种苗大量繁殖方法					

项 目	年 度	第 1 年 度	第 2 年 度	第 3 年 度	第 4 年 度	第 5 年 度
		1 9 8 8	1 9 8 9	1 9 9 0	1 9 9 1	1 9 9 2
(8) (8) 生物工程技术在蔬菜育种上的利用		---				
② 蔬菜种质资源的保存和评价的研究						
1 蔬菜种质资源保存的评价方法的研究						
2 遗传资源情报管理系统的开发						
3 关于种子生理的研究						
③ 蔬菜栽培技术的开发和改良						
(1) 关于节水灌溉方法的研究						
1 露地栽培						
2 设施栽培		---				
(2) 关于设施栽培方法的开发和改良的研究		---				

项 目	年 度				
	第 1 年 度	第 2 年 度	第 3 年 度	第 4 年 度	第 5 年 度
	1 9 8 8	1 9 8 9	1 9 9 0	1 9 9 1	1 9 9 2
(3) 关于养液栽培的研究					
④ 为保持品种质量的采后技术的研究					
(1) 采后技术的改良					
1 包装材料的探讨和利用					
2 予冷及运输方法的开发					
3 收获后处理的生理和生化学研究					
(2) 品种质量鉴定方法的制定					
1 品种质量构成要素的分析研究					
2 品种质量构成要素测定法的制定					
2. 对研究人员和技术人员的培训提出意见并予以指导					
3. 交换合作活动所需					

项 目	年 度	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度
		1988	1989	1990	1991	1992
要的情报资料 and 材料						

二、技术合作计划

1. 日本方面					
① 长期专家					
(1) 组长					
(2) 蔬菜育种					
(3) 蔬菜栽培					
(4) 采后					
(5) 业务协调					
② 短期专家	—(根据需要派遣)				
③ 派遣调查团	—(根据需要派遣)				
④ 提供项目所需资材等					
⑤ 对等人员的接收	—(每年接受3-4名)				
2. 中国方面					
① 中国对等人员					
(1) 该项目主任					
(2) 专家的对等人员	—(中国方面为日本长期和短期专家配备必要的对等人员)				
(3) 办事人员					

项 目	年 度				
	第1年度 1988	第2年度 1989	第3年度 1990	第4年度 1991	第5年度 1992
(4)其他必要的工作 人员					
② 土地、建筑物及 附带设施					
③ 该项目的经费					

3 - 3 討議議事録覚書（英文・日文・中文）

THE MINUTES OF MEETING ON THE RECORD OF DISCUSSIONS
ON THE JAPANESE TECHNICAL COOPERATION
FOR THE BEIJING VEGETABLE RESEARCH CENTER PROJECT

The Japanese Implementation Survey Team and the Chinese Implementation Survey Team signed the Record of Discussions (hereinafter referred to as "the R/D") on the Japanese technical cooperation for the Beijing Vegetable Research Center Project.

Understandings reached between both sides are recorded in the following in order to clarify some specific matters concerning the provisions in the R/D.

1. Both sides agreed that the term "Personal effects" as referred to in the Annex III. 2. of the R/D includes household effects which may be brought from abroad for personal use by the Japanese experts (hereinafter referred to as "the Experts") and their families.
2. Both sides agreed that the term "the machinery and equipment related to their activities" as referred to in Annex III. 2. of the R/D includes one motor vehicle per each family.
3. As for the transportation fares as referred to in VI. 1. (3) of the R/D, the Japanese side expressed that travelling expenses between cities would be borne by the Japanese side.
4. As for suitably furnished accommodations as referred to in VI-1- (4) of the Attached Document of the R/D, the Chinese side expressed that it would provide suitable measures in accordance with the following conditions of the existing agreement between the two Governments.

The Chinese side expressed that it would provide suitable residence for Japanese experts, and it would provide suitable residence with cooking facilities especially for the long term experts.

As for the accommodation fee, the Chinese side also expressed in the following items (1) and (2).

- (1) The accommodation fee for short term experts is to be borne by the experts. But in case the accommodation fee exceed 100 Yuan per day, the exceeded amount is to be borne by the Chinese side.

(2) The accommodation fee for the long term experts (including their families) is to be borne by the experts. But in case their accommodation fee is more expensive than their accommodation allowance provided by the Government of Japan, the exceeded amount is to be borne by the Chinese side.

On the other hand, the Japanese side expressed that at the time of dispatching the long term experts, it would present the grade and the maximum limit of their accommodation allowances in the People's Republic of China.

5 Both sides agreed that the Japanese experts, dispatched under the Attached Document II, use Japanese language on their technical guidance in China and Chinese side should provide appropriate interpreters.

6. As for the training of Chinese personnel in Japan as referred to in IV of the R/D, the Japanese side expressed that the contents of the technical training in Japan for the Chinese personnel who concerned with the Project will fit in with the needs of the Project so as to enable the knowledge gained to serve the Project in turn.

Done in duplicate in Beijing in the Japanese, Chinese and English languages, each text being equally authentic. In case of any divergence of interpretation, the English text shall prevail.

September 29, 1987

菊池 雅夫

Mr. Masao Kikuchi
Leader,
Japanese Implementation
Survey Team,
Japan International
Cooperation Agency, Japan

Chen Hang 陈杭

Ms. Chen Hang
Leader,
Chinese Implementation
Survey Team,
People's Republic of China

北京蔬菜研究センタープロジェクトのための
技術協力に関する討議議事録覚書

日本側実施協議チームと中国側実施協議チームは、相互に合意し、北京蔬菜研究センタープロジェクトのための技術協力に関する討議議事録（以下「R/D」という。）に署名した。

以下には、R/Dに規定されたいくつかの特定の事項を明確化するために双方により了解された内容を記録することとする。

1. 双方は、R/D附表IIIの2に記載されている「個人的使用品」には日本人専門家及びその家族が個人的に使用するため海外より持ち込むことのある家財道具が含まれることに合意した。
2. 双方は、R/D附表IIIの2に記載されている「業務に関連する機材」には、日本人専門家及びその家族により使用される1家族当たり1台の自動車が含まれることに合意した。
3. R/DのVI条1(3)に述べられている「交通費」については、日本側は都市間の交通費を日本側にて負担する旨表明した。
4. R/DのVI条1(4)に述べられている「適当な家具付住居施設」について、中国側は現在両国政府間で合意している次の条件に従って、適切な措置を講ずる用意がある旨表明した。即ち中国側は、日本人専門家に対し適切な宿舎を提供する用意があり、なかでも長期専門家のためには自炊設備を具備した宿舎を提供する用意がある旨表明した。
また、宿泊費について中国側は、下記(1)、(2)のとおり表明した。
 - (1) 短期専門家の宿泊費は、専門家の自己負担とする。ただし、その宿舎費が1日当たり100元を超える場合にあっては、その超える金額を中国側が負担する。
 - (2) 長期専門家（家族を含む）の宿泊費は、専門家の自己負担とする。ただし、専門家の宿泊費が、日本政府が専門家に支給する宿舎手当よりも高額な場合にあっては、その超える金額を中国側にて負担する。
他方、日本側は、長期専門家を派遣する際、当該専門家の中国における宿舎手当の等級および上限額を中国側に呈示する旨表明した。
5. 双方は、R/D附属文書のIIに基づき派遣される日本人専門家が、中国において技術指導にあたり使用する言語は日本語とし、中国側が適切な通訳を配置することを確認した。

6. R/DのIV条に述べられている日本国内での中国人の研修について、日本側は日本国内にて実施するプロジェクトに関係する中国人のための技術研修の内容は、プロジェクトが必要とする内容と合致し、この研修により会得した知識がプロジェクトに貢献されるものである旨表明した。

北京で、ひとしく正文である日本語、中国語及び英語による本書2通を作成した。解釈に相違がある場合は、英語の本文によるものとする。

1987年9月29日

菊池 雅夫

菊池 雅夫
実施協議チーム団長
日本国国際協力事業団

陳 杭

陳 杭
実施協議チーム団長
中華人民共和國

关于日本就北京蔬菜中心项目进行 技术合作的会谈纪要的备忘录

中国实施调查团与日本实施调查团一致同意签署了有关日本向北京蔬菜研究中心提供技术合作的会谈纪要(以下简称R/D)。

为了明确R/D中规定的一些特定事项,现将双方理解的内容记录如下:

1. 双方同意,R/D附表三、2所记的“自用物品”包括日本专家及家属日常生活中需要由海外携带入境的家用器具。

2. 双方同意,R/D附表三、2所记的“与业务有关器材”包括日本专家及其家属使用的每家一台机动车。

3. 关于R/D附件的V 1——1——(3)中所述的交通费,日本方面明确表示,在城市间的交通费由日本方面负担。

4. 关于R/D附件六、1(4)所记述的住宿设施,中方表示准备按照两国政府间达成的条件采取适当的措施,即中方表明,尽可能向日本专家提供适当的宿舍,其中对于长期专家原则上提供具备自炊条件的宿舍。

关于住宿费用,中方表示按照下记(1)、(2)两条实行。

(1) 短期专家住宿费用由专家自己负担。但其住宿费一天超过一百元时,其超过部分的金额由中方负担。

(2) 长期专家(含家属)住宿费用由专家自己负担。但专家本人的住宿费用高于日本政府发给专家的住宿津贴时,其超出部分金

额由中方负担。

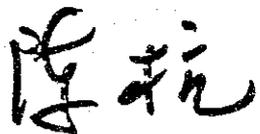
同时，日本方面表示，在派遣长期专家时，应向中国方面提供该专家在华住宿津贴的标准和上限金额。

5. 双方同意附件 II - 1 派遣的日本专家在中国进行技术指导使用日语，中国方面将配备合适的译员。

6. 对于 R/D 1.V 所述的在日本国内的中方人员的进修，日本方面表示，在日本国内的进修内容要与项目所需的内容一致，要能对项目作出贡献。

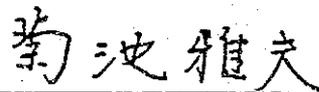
本件在北京制成日文、中文及英文文本，各种文本具有同等效力。在解释上如出现分歧时，则以英文本为准。

中华人民共和国
实施协议团团长



陈杭

日本国际协力事业团
实施协议团团长



菊池雅夫

4. 事業実施計画

4-1 プロジェクト活動計画

本プロジェクト協力は、北京蔬菜研究センターにおいて、討議議事録の枠内で策定された暫定実施計画に沿って、1988年1月1日より1992年12月31日までの5年間に亘り実施される。

暫定実施計画は、野菜育種、野菜育種素材の保存・評価、野菜栽培、ポストハーベスト等の分野における試験研究及びセンターが実施する研究者・技術者等に対する研究・訓練に対する助言・指導、並びに協力活動に必要な資材、材料、情報の交換の分野について作成されている。課題の設定は野菜の周年安定供給、種類の多様化、品質の向上を目的とし、無償資金協力のフォローの役割を兼ねて、本センターの野菜の全体的な研究水準の向上を図る事を目的として設定されたものであり、中国側の実状から推して特に重要度の高いものが課題化されている。

当該プロジェクトの具体的な実施・運営に関しては、北京市人民政府科学委員会副主任を委員長とする合同委員会（委員の構成は22頁参照）において、プロジェクト実施の年次計画の作成と計画達成に関する検討が行われ、必要に応じて若干の修正が加えられる。

更に、1989年2月頃には「計画打ち合わせ調査団」の派遣が予定され、過去1年間の協力実績をふまえた暫定実施計画の見直しとその後4年間の実施計画の策定が行われる。1989年10月頃、1990年10月頃には各々「巡回指導調査」が計画され、協力実績をふまえた技術・運営上の指導・助言が行われる。また、本プロジェクト終了1年前の1992年6月頃には、協力成果の測定と協力期間終了後の本プロジェクトの取扱いについて中国側と協議される。また、現在熱帯農業研究センターと中国の広州と上海の農業科学技術員との共同研究「熱帯における野菜の生産安定技術の開発」との連携も検討されている。

以下に、当該プロジェクトの暫定実施課題とその目標について説明する。

4-2 プロジェクトの協力内容

1 試験研究

(1) 野菜の育種及び優良品種の増殖に関する研究

(1)-1 新素材の導入及び新品種・系統の育種

(1)-1-1 十字花科野菜のストレス耐性・耐病性系統の育成

A. 耐暑・耐病性の早生ハクサイ系統の育成：

通常の7月下旬直播，9月下旬～10月上旬どりの早生ハクサイよりも更に収穫期の早い早生品種（55～70日どり；7月中旬直播9月中下旬どり）の育成を目標とするが，これには，7～9月の暑さに耐え得る耐暑性と，ウイルス病抵抗性，べと病抵抗性等の耐病性が

必要である。5か年間の研究達成目標は、早生、耐暑、耐病性の各育種素材の選抜と検定方法を確立し、初期の交雑育種を軌道に乗せることとする。

B. 耐病性早生ハナヤサイ系統の育成：

早生品種「スノーボール」（1月中下旬は種、温床育苗、3～4月定植、5月中旬収穫）より約10日早い早生種で、ウイルス病・べと病に抵抗性の品種育成を目標とするが、5か年間の研究達成目標は、早生・耐病性の各育種素材の選抜と検定方法を確立し、初期の交雑育種を軌道に乗せることにある。なお、育種過程において自家不和合性系統の作出にも協力する。

(1)－1－2 イチゴ、アスパラガス、レタスの導入

A. イチゴの導入多数品種の導入と栽培技術の導入を図り、適応する品種の選択を行う。通常、ビニルハウス栽培では、収穫期間は5月中下旬～6月中旬の約1か月間である。

B. アスパラガスの導入

多数品種の導入と栽培技術の導入を図り、適応する品種の選択を行う。

C. レタスの導入

多数品種の導入と栽培技術の導入を図り、適応する品種の選択を行う。既に約100品種を導入し、適した品種の選択を行った。本研究では更に同様試験を継続するとともに抽台問題の育種的解決策を見出す。

(1)－1－3 ナス科野菜の耐病性系統の育成

A. トマトの耐病性系統の育成

CMV, TMV抵抗性の検定技術の確立と育種素材の検索を目標に育種を進める。

B. ピーマンの耐病性系統の育成

CMV, TMV抵抗性の検定技術の確立と育種素材の検索を目標に育種を進める。

(1)－1－4 ウリ科野菜の耐病性系統の育成

A. スイカの耐病性系統の育成

つる割病、炭そ病、うどんこ病、べと病抵抗性系統の育成を目的に育種素材の検索と検定技術の確立を目標に育種を進める。

(B. キュウリの耐病性系統の育成)

スイカと同様の耐病性育種を余力があれば1991年より研究を進めたい。

(1)－2 優良種苗の増殖

(1)－2－1 優良種苗の検定方法の確立

国際種子法に基く各野菜の検定技術の修得を行い、引続き、中国に適した検定方法を作成する。

(1)－2－2 優良種苗の大量増殖方法の確立

十字花科、ウリ科、ナス科野菜、及びホウレンソウの優良種子の大量増殖技術を確立する。開花期の調整技術、授粉方法、種子調製技術等が取扱う。

(1)－3 野菜育種におけるバイオテクノロジーの利用

大量増殖技術の確立と育種への応用技術（細胞培養，組織培養等）を通して選抜技術を確立する。

(2) 野菜育種素材の保存・評価に関する研究

(2)－1 野菜育種素材の保存・評価方法に関する研究

(2)－2 遺伝資源情報の管理システムの開発

(2)－3 種子整理に関する研究

以上は種子庫の完成（1年後）を待って具体的な試験課題を設定する。

(3) 野菜栽培法の開発・改良に関する研究

(3)－1 節水灌がい法に関する研究

北京近郊は降雨量が年間約700mmと少なく，地下水の利用も限度があることから灌がい水の有効利用が重要な課題である。

(3)－1－1 露地栽培

節水灌がい方法の比較検討，水分測定技術の確立を主目標に進める。作物はハクサイ，キャベツ等露地野菜を対象とし，各作物の水分生理についても検討する。

(3)－1－2 施設栽培

トマトを中心に同上の検討を行う。灌水資材の種類と利用についても検討する。

(3)－2 施設栽培法の開発・改良に関する研究

安定多収を目的とする栽培技術の導入と確立を図る。トマト・キュウリ，メロン等の栽培が主で，炭酸ガス施用，栽培様式，誘引方法等日本の先進技術を導入し，応用を図る。

(3)－3 養液栽培に関する研究

日本の先進技術を導入し，応用を図る。

(4) 品質保持のための収穫後技術に関する研究

収穫後のロスが3割近くもあり極めて高い状況にあることから，流通上の改善が重要とされている。

(4)－1 収穫後技術の改良

(4)－1－1 包装資材の検討とその利用

イチゴ，キュウリ類，緑葉類（ツケナ，レタス等）を対象とし，品種に応じた包装資材と包装方法について検討し，適応技術の確立を図る。

(4)－1－2 予冷及び輸送方法の開発

イチゴ，緑葉菜類の予冷方法，簡易保冷方法・輸送方法について検討し，技術の確立を図る。

(4)－1－3 収穫後処理の生理・生化学的研究

上記 2 課題と平行して生理・生化学的な検討を行う。

(4)－2 品質評価法の確立

(4)－2－1 品質構成要素の解明

炭水化物，ビタミン，蛋白質，繊維質，水分等の検定方法を確立し，各種野菜の栽培方法と品質について検討する。

(4)－2－2 品質構成要素の測定法の確立

中国の衛生・栄養研究所に品質評価方法があり，国際的な方法を採用しているが，本技術の導入・確立を図るとともに，品質・規格の階級設定と関連づけた技術の応用を図る。

II 研究員・技術者にかかる研修・訓練に対する助言・指導

北京蔬菜研究センターは以下に示すような研修を実施しており，当該研修計画・内容に対する助言・指導を行う。これは，日本側技術協力の成果が北京市のみにとどまらず広く中国全土に波及することを期待して，その先導的立場にある北京蔬菜研究センターを技術協力の実施場所に選定された意味合からも重要視されている。

III 協力活動に必要な資材，材料，情報の交換

本プロジェクトの円滑かつ高成果の達成を図るために，積極的な資材，材料，情報の交換を行う。

表3 研修計画

区分	目的	対象	人数	期間	備考
高級	遺伝育種の新しい成果、新技術に関する講義または交流	専門技術者	のべ 20~30人/年	7~10日	
中級	良種繁殖・育成技術の講義（種子検定技術を含む）	技術普及員 種子生産者	のべ80~100人/年	各回 1~2週	
初級	良種繁育技術の講習	種子生産者	のべ 500人/年	1~3日	生産地を巡回講義、ビデオ、写真・図等の資料を携帯
高級	収穫後生理・収穫後技術の新しい成果を講義または交流	専門技術者	のべ 20~30人/年	1~2週	
中級	収穫後処理技術の講義	経営管理技術普及員、野菜生産者	のべ80~100人/年	1~2週	
初級	収穫後処理技術の講習	野菜生産者	のべ 500人/年	1~3日	生産地巡回講義
高級	養液栽培技術、節水かんがい技術に関する講義・研究討論	専門家	のべ 20~30人/年	1~7日	1988年以降開催
中級	養液栽培技術、節水かんがい技術の講習	野菜生産者	のべ 30~50人/年	5~7日	
中級	施設栽培技術の講習	〃	のべ 100~200人/年	3~10日	
初級	〃	〃	のべ 500~1000人/年	1~3日	生産地巡回講義、資料、ビデオ、図・写真、圃場測定機器を携帯
中級	各種蔬菜の栽培技術講習	〃	のべ100~200人/年	1~2週	
初級	〃	〃	のべ 1000人~2000人/年	1~3日	
宣伝普及	初級専門技術者養成、野菜科学技術の普及	関係在職者、野菜生産者、愛好者	20人/年	学制2年	テレビ、ラジオ、科学普及雑誌等へビデオ、資料の提供
通信教育	野菜生産の先進技術と各種研究成果を系統的に紹介	野菜生産者 経営管理者	のべ10,000~ 20,000人/年		

5. 専門家の居住，生活環境

5-1 宿 舎

(1) 一般的事情

中国の住宅事情は，外国人用の住宅が極めて不足していること，外国人は身分によって取得できる住宅が異なること，個人で探すことはほとんど不可能であることなどの理由により，自由選択の幅は極めて小さいのが現状である。したがって，外国人の宿舎は，ホテル，アパート，各大学の外国人講師用宿舎，各機関の招待用宿舎に限られる。

庭つきの独立家屋は，各国の外交や政府機関の代表は別にして，民間人（JICAの専門家はこれに含まれる）がこれを求めることは至難である。アパートは，以前ソ連の専門家のために建てられた「友誼賓館」や国際大廈など，利用できる施設は皆無でない。しかし，絶対数が不足することと，家賃が日割計算で高くなることなどのため，入居することは極めてむづかしいと思われる。

ホテルは，北京では慢性的な不足状態が続いており，とくに観光シーズンの4～6月，9～11月はその傾向が強く，また最近料金の高騰も著しいようである。しかも長期滞在者に対する料金の割引制度がないうえ，自炊設備のある部屋は極めて少ないので，妻帯者の利用はむづかしいと思われる。しかし，防犯の点では最も安定しており，一部の家具，電話，エアコン，冷蔵庫，バス，トイレなどが設備されている場合が多いので，単身赴任が利用するには経済的負担が大きいものの便利である。予約の方法は，受入れ機関，またはJICA事務所を通して行うのがよい。

(2) 専門家の宿舎

以上の状況を踏まえた日本側は，本プロ技協に関する中国側との協議の中で，専門家宿舎の新設を強く要請した。ところが中国側にはその計画があるものの，プロジェクト発足当初には未建設のため，当面は北京蔬菜研究センターのゲストハウスが専門家チームに提供されることとなった。

ゲストハウスは，巻頭の写真に見られるように，1984年に建設された二階建のモダンな建物であり，延床面積は400㎡である。1階には，個室が3室，談話室，食堂と厨房などがあり，2階は3つの個室と会議室がある。各個室は，8畳の広さがあり，ベット，冷蔵庫，バス，トイレや空調機器が設備されている。しかし，ベットが西洋人用の大型で，かつ事務机なども置かれているので，室内フロアの余裕は少なく，また厨房の設備がないので，利用は単身赴任者に限られると思われる。このことは中国側が専門家の単身赴任を強く希望する大きな理由となっているようである。

一方プロジェクトの事務所は，実施協議の中で中国側から，ゲストハウスの会議室を予定しているとの発言があった。したがって専門家は，同一家屋内に職・住の施設が得られるので，通勤に伴う問題は生じない。

今後の問題として、家族を同伴する専門家の派遣が当然考えられるので、新設が予定されている施設には2～3戸の妻帯者用の宿舎が確保できるよう、中国側に強く要請する必要がある。（中国側は日本側から派遣される長期専門家について妻帯者が否かを早期に通報するよう要請した。）

5-2 生活

(1) 食料

自由市場や公設市場は、品揃えが悪く、衛生的見地からも問題があるように思われるので、食料品は友誼商店などの外国人専門店で購入するのが無難である。しかし品物によっては自由市場などを利用した方が割安な価格で入手できる。

北京蔬菜研究センターの近くには、車道溝（約3km）と黄庄商店（7km）があり、食料品を含めた日用品全般を購入することができる。しかし、米、小麦粉、砂糖、牛乳などは、中国人に対しては配給切符があるものの、外国人は無制限に買うことができる関係上、外国人専門店で購入することになる。

米は、一般には南方で作られるインディカ系の長粒種が流通しているが、外国人にはジャポニカ系の短粒種を販売してくれるので、量・質とも問題はない。小麦は、日本の小麦と同様、グルテン含量が少ない。このため、公設市場で買うパンの味はあまりよくない。しかし、ホテルの売店には、価格は高いが質のよいものもある。

肉類は豚・鶏が大部分を占める。牛肉は、流通量が少なく、ヒレ肉以外は硬くて調理しにくい程である。豚肉は、比較的味がよく、ブロックをラップで包装して販売している。鶏内は豊富で、一羽もののほか、骨付もも、ささみ、手羽先、砂ぎもなど、500g程度に分けて売っている。加工品は、ハム、ソーセージ、レバーパテなどがあり、総じて味は悪くないが塩分は多い。魚は、鯉・鮒・草魚などの淡水魚を除いて、すべて冷凍物で種類が少なく、鮮度もよくない。これは冷凍設備や輸送手段が確立されていないためで、サシミは日本料理の食堂では食べられるが、一般家庭で入手することは極めて困難である。

野菜は、露地ものが出回る春から秋までは種類・量とも豊富であるが、冬季は大根、白菜、人参、ねぎなど、種類が限定される。最近、施設栽培が普及し始め、冬でもトマト、キュウリが店頭に出されることもあるが、その量は極めて少ない。また生食用の野菜は、食べる習慣がないのか、ほとんど見られない。ブロッコリーも、日本人のように湯がただけで食べることはせず、油で調理する。

果物は、リンゴは真夏を除いてほぼ1年中あるが、品質は日本の国光・王林程度である。バナナは自由市場で売られているのはモンキーバナナのように小さいが、外国人専門店にはフィリピンからの輸入品がある。しかし、パイナップルとともに冬季は売られていない。秋から冬にかけて、梨・みかんが出回るが、梨は廿世紀に似た水分の多い品種である。みかんは、外観は良くないが、味はよい。しかし価格は日本の2～3倍もする。栗は日本で天津甘栗として知られる

小粒種が秋に出回る。

果菜は、レーシー、ハミウリは初夏に出回るが、その期間は比較的短かく、ついで西瓜が豊富に売られるものの、イチゴは鮮度保持に問題があって、流通商品にはなっていないようである。

酒類は、ビール、ブドー酒、老酒、芽苔酒など、種類は豊富であり自由に買える。外国製品は、罐ビール、ブドー酒、日本酒、ウィスキー、ブランデーと一応揃っており、しかも洋酒は日本ほど高くない。

飲料水（水道水）は、硬水のために生水は飲めないのので、一度煮沸した後冷やした水を用いる。このため、西洋系レストラン以外は客にコップの水を出さない。その代わりに、炭酸入りの色付ジュース、お茶（ジャスミン）を水代わりに売る。

以上のように、北京ではほとんどの食料を購入することができる。しかし日本のように、季節感がなくなるほど、年中多種多様のものが出回っているわけではない。また、コーヒー、クリープ、ココア、紅茶、のりなどは日本よりも割高であるため、1年分くらいは持参した方がよい。現地で購入できない主なものには日本茶、コーヒー豆、グラニュー糖、かつをぶし、とろろこぶ、梅干、味塩などがある。

(2) 衣料

北京市は、冬季と夏季や昼夜の気温較差が大きく、内陸性の気候域に属する。このため最低気温は、11月下旬～4月上旬は-10℃に低下し、とくに12、1、2月は-20℃以下の日がしばしば出現する。したがって、防寒用衣料のオーバー、手袋、帽子は必需品となる。

衣料品は豊富であり、最近では品質やデザインなども向上し、価格も日本と比べて割安である。しかし、ワイシャツはサイズの種類が少なく、紳士用の靴は25.0cmが最低など、各自の好みに合ったものを見つけるのは難しい。このため、基本的には常時必要とする衣料は持参し、定住後、自分の気に入ったものを百貨店、衣料店で見つけた時に求めた方がよい。

特に日本から持参した方がよいと思われる衣料は次のとおりである。

紳士用：背広、ワイシャツ、ベルト、パジャマ、皮靴

婦人用：普段着及び下着一般、外出着、パジャマ類、外出着、ストッキング、長ブーツ、手袋、帽子

子供用：普段着及び下着一般、セーター、ジャンパー、靴下、帽子、耳あて、手袋

乳児用：必需品一般

一方、中国で調達した方がよいと思われる衣料は、日本で買うよりも割安な品物として、冬用ダウン入りコート、羽毛ふとん、毛皮コート、毛皮の帽子などがある。

中国人の一般的な服装は、夏はシャツ姿、冬は人民服が圧倒的に多い。これに対し、外国人は背広にネクタイを着用する。中国には、一般の中国人が入れない場所、友誼商店、空港・駅・劇場の外人専用の待合室、休憩室、食堂などがあり、こうした場所の出入口では守衛が中国人の出入りをチェックしている。このとき、中国人と外国人とを見分けるポイントの1つに背広姿があるので、外出時の服装には注意が必要である。

冠婚葬祭時の服装は日本ほど気を使わなくてもよい。男性は黒のスーツ，女性は黒のスーツかワンピースでよい。

(3) 医療

北京の気候は，既に述べたように，気温の変化が大きく，乾燥しやすい。このため感冒は日本よりも流行しやすい。また，蚊・ハエなどが多く不衛生のために起る下痢，食中毒や環境の急変から生ずるストレスが原因して胃腸の不調，体重の減少なども少なくない。風土病として，特に取り上げる病気はないが，農村地帯には回虫の保虫者が多い。

北京市において，日本人が利用しやすい医療機関は中日友好病院（北京市和平里），協和医院（北京市東単）がある。特に中日友好病院には，JICAを介して日本人医師が常駐しており，診療科目は全科が整い，入院も可能であるので万事好都合である。

しかし，自己診断で対応ができる病気の薬品，例えば下熱剤，胃腸薬，鎮痛剤などと，長期にわたって服用をしている薬は多めに持参した方が便利である。

(4) 使用人

中国で使用人を雇うには，外交公寓に住む外交官のための外交人員服务公司か，それ以外の所に住む人のための外国企業服务公司のいずれかに申し入れ，そこから派遣してもらう以外に方法はない。服务公司には，運転手，メイド，コック，事務員，通訳，掃除などの係があって，使用者側の条件に従って一方的に派遣をしてくる。しかし使用者は，面接のうえ採否が決められるし解雇も自由である。ただし中国側の受け入れ単位が宿舎を提供した場合は，雇用についても受け入れ単位を通じて依頼するのがよい。

賃金は，本人に直接渡すのではなく，服务公司に支払う。本人はそのうちの一部を受取るが，その額は運転手で月額600元，メイドは100元程度である。勤務時間は，職種によって若干異なるが，一応8時間が原則である。

休日は日曜と土曜日の午後のほか，祝祭日が1年に7日間，年休は北京在住者が15日間，それ以外の人には34日間を与えなければならない。また使用者の都合（一時帰国や出張）で休ませる場合にも，賃金は必要である。

5-3 教育

現地の学制は，修業年限は6・3・3・4年であり，小学校は各居住地の学校に入るなど，日本と同じである。しかし中・高校はテストをして地域内の学校に点数順に振り分けられ，一流校に入るための競争は日本以上にきびしい。小学校から有名中学へはテストの平均点が84点以上，中学から一流高校へは97点以上が一応の目安だと言われている。したがって，中国全体での大学入学者は高校生の4%程度である。これは，学校はすべて国立，省立，市立で，私立がないことが影響している。反面学費は，小学校が年額5元，中・高校は10元程度であり，大学生は親の収入によって差があるものの，月額8～20元が国から支給されるので，日本と比較して極めて安い。本プロジェクトの宿舎が蔬菜研究センターに仮定した場合，宿舎から公立小・中学校までは距離

が0.5 km、所要時間はバスで5分、自転車では10分程度である。

中国政府は、正式には国内に外国人学校の設立を認めていないが、最近はこの規則が黙認される傾向にある。日本人小・中学校は、このような事情から、1976年に大使館の付属施設として開校されたが、最近の生徒数の急増により、本年(1988)には市教育局の認可のもとに新校舎の建設が予定されている。宿舎からは、距離は20 km、所要時間はバス・地下鉄とも90分、自転車は2時間位である。教師は、日本から12名が派遣されており、家庭的な環境の中で教育に当たっている。

課外学習は、日本とは異なり予備校や塾などが皆無に近いので、家庭教師か通信教育に頼らざるを得ない。家庭教師は、中国人から習う中国語、習字、ピアノ、バイオリンなどの個人契約は不可能で、すべて服务公司に申請して派遣を受ける。しかし、外国語は、外交公寓や友誼館の外国人に頼むことはできるが、謝礼は1時間40元前後と割高である。通信教育は、小・中学生での必要性は少ないと思われるが、高校生で日本の大学を希望する場合は日本の進学指導出版社に、また現地の大学を希望する場合は社・数・国・理の四科目について、東京の虎ノ門にある海外子女教育財団が行っているの、それぞれ事前に内容等を問い合わせしておく必要がある。

携行した方がよい書籍には、辞書・辞典・参考書・問題集などがあり、文房具には画用紙・ボール紙・バインダー・画板・ピアノカ・リコーダー・算盤・下敷などがある。とくに、ノート・鉛筆・消しゴム等は品質が多少劣るので、やや多めに持参した方がよい。学校での生活用具では保温式ランチジャー・魔法瓶・女子のブルマーが必要である。

5-4 交通・通信事情

(1) 交通

北京市内の交通機関は、地下鉄は北京駅から西へ石景山までと環状線があり、バスはトロリーが主で利用者が多いが、ともに路線は単純である。このため、大部分の市民は自転車を利用し、他国の首都に比べると整備は遅れているようである。したがって外国人が最も利用しやすいのはタクシーであるが、これも流しはほとんどなく、直接タクシー会社に依頼するか、ホテルにあるタクシーの溜り場で拾うのがよい。また、出先ではタクシーを待たせておき、同じ車で戻るのが安全である。

長距離交通には列車、航空機を利用する。列車は、硬(2等)軟(1等)席があり、乗車券は事前に予約(1週間前から受付)し購入する。しかし外国人に対する未開放区に行く場合は、外国人居留証と旅行許可証を持参しなければ購入できない。

航空券の購入は、原則的には一定の書式に記入し、中国民航事務所又はホテル等にある民航の代理店に出向いて予約し、搭乗日前日の正午までに行う。国内の航空路は比較的完備しているが極度に安全を重視するため、天候の悪化を理由にした欠航やダイヤの乱れが多い。航空機には、エコノミーとファストクラスがあるが、両者の料金の差は小さい。

自家用車を運転する者は、免許証を取得するか、自国の免許証を書き替える必要がある。取得

するための教習は、いずれかのサービス会社に申請し、教習所で週2回(60~90分/回)約6カ月の教習を受けた後、北京市公安局車務科で構造、法規、実地の試験を受ける。経費は1カ月70元、車の借料は20元/回程度である。なお、教習に先立って、指定された病院で健康診断を受ける。切替を希望する者は、上記の診断書を車務科に提出して、手続きを行う。その際、持参した免許証と引き代えて車務科に預け、帰国する時に再び交換する。しかし中国では、左側ハンドルの右側通行であり、交通規則も日本と異なる点が多い。自転車が多く、歩行者の交通マナーも必ずしも良くないので、自家用車の運転はよほどの必要がない限り控えた方が良いと思われる。

(2) 通信

電話は、公的機関や企業での普及率はかなり高いが、個人用は一部の幹部を除いてほとんど普及をしていない。これは、電話の設置は事前に市内電話局へ架設依頼を文書で申請しなければならないが、個人用であっても所属機関の公的申請書が必要であることの影響も考えられる。市内電話の利用はダイヤル通話であるが、電話回線の不足から、混線や通話不良が多い。しかし最も簡便な通信手段として、最近の利用率は高まりつつある。

長距離電話は、交換局に申し込んで接続してもらうが、回線数が少ないため待ち時間が長く、通話できるまでに平均10~15分間は要するようである。

国際電話は、利用は国際電話交換局に申し込むが、日中は電話が集中し、待ち時間が1時間を越えることがある。しかし料金は、日本からより、北京から申し込んだ方が安い。

郵便は、国内は比較的安価であり、書留扱いとすれば確実性も高い。しかし所要日数は必ずしも一定でない。国際郵便は、料金は日本からよりも北京からの方が安く、所要日数は航空便で北京→東京が6日前後である。取り扱いは、国内は市内各地の郵便局で、国際は国際郵便局かホテル内郵便局で行う。

JICA